

衆議院商工委員会 議録 第四十一号

昭和四十八年七月十一日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稲村佐近四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

天野 公義君

内田 常雄君

越智 伊平君

小山 省二君

笹山茂太郎君

田中 榮一君

増岡 博之君

加藤 清政君

上坂 昇君

竹村 幸雄君

渡辺 三郎君

近江巳記夫君

玉置 一徳君

出席国務大臣

出席政府委員

内閣法制局第四部長

別府 正夫君

中曾根康弘君

公正取引委員会事務局長

高橋 俊英君

吉田 文剛君

熊田淳一郎君

山下 英明君

橋本 利一君

太一君

衆議院商工委員会

中小企業庁長官 莊 森口 八郎君

中小企業庁次長 原山 義史君

中小企業庁計画室長

生田 豊朗君

生田 幸君

稻村 利幸君

小川 平二君

木部 佳昭君

木部 鉄雄君

近藤 潤君

八田 貞義君

佐野 卓児君

岡田 清二君

藤田 進君

加藤 高敏君

野間 友一君

松尾 信人君

宮田 早苗君

○浦野委員長

内閣提出、発電用施設周辺地域整備法案及び参

議院から送付された内閣提出、化学物質の審

査及び製造等の規制に関する法律案の兩案を順次

議題とし、それぞれ政府より提案理由の説明を聴

取いたします。中曾根通商産業大臣。

発電用施設周辺地域整備法

(目的)

第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が國民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、火力発電施設、原子力発電施設等の周辺の地域における公共用の施設の整備

を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて火力発電施設、原子力発電施設等の設置の円滑化に資することを目的とする。

第二条 この法律において「発電用施設」とは、火力発電施設又は原子力発電施設で政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

第三条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。

一 その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。

二 その地点が、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第一条第一項に規定する移転促進地域若しくは移転促進地域以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するもの又は工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項ただし書に規定する指定地区に属さないこと。

三 その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(以下「周辺地域」という)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設(以下「公

共用施設」という)の整備に関する計画(以下「整備計画」という)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。

第五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域における公共用施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、当該周辺地域について一の整備計画を作成することができる。

第六条 整備計画は、当該周辺地域において行なわれる次に掲げる公共用施設の整備に関する事業(発電用施設の設置に伴う損失の補償として行なわれるものを除く)の概要及び経費の概算について定めるものとする。

第七条 整備計画は、当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るため必要があると認められる第一項の政令で定める公共用の施設

第八条 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、整備計画に基づく事業を行なうこととなる者(国を除く)及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならぬ。

第九条 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要な計画に關する意見を述べることができる。

第十条 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に關する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならない。

7 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これを承認するものとする。

8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

(事業の実施)

第五条 整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行なうものとする。(発電用施設を設置する者の協力等)

第六条 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならない。

第七条 整備計画に基づく事業でその事業に係る経費の全部又は一部を地方公共団体が負担するものについては、当該地方公共団体は、発電用施設を設置する者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をその者に負担させることができ。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第八条 主務大臣は、前項の規定による経費の負担に關し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

(第七条)

第九条 国は、前二条に定めるもののほか、整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。(主務大臣等)

第十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び附則第三項の規定による地点の指定並びに第六条第三項の規定によるあつせんに関する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設に係る事項については、通商産業大臣)

二 第四条第七項(同条第九項において準用する場合を含む)の規定による整備計画の承認に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣)

三 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、内閣で定める割合とする。

四 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国への負担割合が、同項の法令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する國の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

五 第一項に規定する事業に係る経費につき、前

二項の規定による国への負担割合により国が負担し、又は補助する場合における國の負担金若しくは補助金の交付又は地方公共団体の負担金若しくは納付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国への普通財産の譲渡)
第九条 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国への財政上及び金融上の援助)
第十条 国は、前二条に定めるもののほか、整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

2 第七条(別表を含む)の規定は、昭和四十九年度の予算に係る國の負担金又は補助金(昭和四十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた國の負担金又は補助金を除く)から適用する。
(経過措置)
第三条第一項第二号に該当し、かつ、その周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公用の施設を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを公示するものとする。

3 主務大臣は、この法律の施行の際現に発電用施設の設置の工事が行なわれている地点のうち、第三条第一項第二号に該当し、かつ、その周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公用の施設を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを公示するものとする。

4 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 附則第三項の規定により指定された地点は、第三条第一項の規定により指定された地点とみなす。

6 第二章 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
第一条 総則(第一条・第二条)
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条・第五条)
第三章 特定化学物質に関する規制(第六条)
第四章 雜則(第二十二条)
第五章 罰則(第二十四条・第二十九条)
附則

6 第二章 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
第一条 総則(第一条・第二条)
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条・第五条)
第三章 特定化学物質に関する規制(第六条)
第四章 雜則(第二十二条)
第五章 罰則(第二十四条・第二十九条)
附則

7 第一章 総則

事業の区分	国への負担割合の範囲
道路法(昭和二十二年法律第四百八十九号)第七十三条に規定する市町村道(以下「市町村道」)の新設又は改築の割合(以下「市町村道の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。	十分の六以内
港湾法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第十三条に規定する漁港施設(以下「漁港施設」という。)の新設又は改築の割合(以下「漁港施設の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合とする。	十分の六以内
港湾施設(昭和二十二年法律第二百八十八号)第十二条第五項に規定する港湾施設(以下「港湾施設」とい。)の新設又は改築の割合(以下「港湾施設の負担割合」とい。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合とする。	十分の三以内

(目的)	第一章 総則
第一条 この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について必要な	第一條 この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する
第二条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前	第二条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前
第三条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前	第三条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前
第四条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前	第四条 第二項に規定する事業に係る経費につき、前

水道法(昭和三十二年法律第三百七十九号)第十三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設又は改築の割合(以下「簡易水道の新設又は改築の割合」とい。)は、政令で定めるものとする。
--

規制を行なうことを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起させるることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物)を除く)をいう。

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百二号)第二条第三項に規定する特定毒物

二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料

三 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬

二 この法律において「特定化学物質」とは、次の各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 口及び口に該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものである。

ロ 繼続的に摂取される場合には、人の健康をそこなうおそれがあるものである。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む)が前号及び口に該当するものであること。

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

(製造等の届出)

第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、試薬(化学的方法による物質の検出若し

くは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう)以下同じ)として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときその他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 次条第三項の規定により厚生大臣及び通商産業大臣が公示した化学物質

二 特定化学物質

三 附則第一条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学

物質名簿に記載されている化学物質

四 通商産業大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

(審査)

厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した

日から二月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等

に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

一 第一条第二項各号のいずれにも該当しないもの

二 第二条第二項各号の一に該当するもの

三 第二条第二項各号の一に該当するかどうか

明確でないもの

二 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化

学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果

をその届出をした者に通知しなければならない。

三 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第一号の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、その

新規化学物質の名称を公示しなければならない。

四 第一項及び第二項の判定を行なうために必要

な試験の項目その他の技術的な事項は、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める。

五 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

六 行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

五 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。

一 その許可することによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。

二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定めた技術上の基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 製造設備の構造及び能力

五 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

六 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

七 第六条第一項の許可を受けた者でなければならぬと認定したときは、すみやかに、その新規化

学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果

をその届出をした者に通知しなければならない。

八 第六条第一項の許可を受けた者でなければならぬと認定したときは、すみやかに、その新規化

学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果

をその届出をした者に通知しなければならない。

九 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。

一 その許可することによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。

二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定めた技術上の基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 製造設備の構造及び能力

五 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

六 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

七 第六条第一項の許可を受けた者でなければならぬと認定したときは、すみやかに、その新規化

学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果

をその届出をした者に通知しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 特定化学物質の名称

三 輸入数量

(許可の基準等)

第十二条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る特定化学物質の輸入が該特定化学物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、前条第一項の許可をしてはならない。

第十三条 第八条の規定は、前条第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

第十三条 何人も、政令で定める製品で特定化学物質が使用されているものを輸入してはならない。

2 前項の政令は、特定化学物質ごとに、海外における当該特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用の制限)

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他当該用途に当該特定化学物質が使用されることにより当該特定化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

第十五条 特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。

(使用の届出)

第十六条 許可製造業者、第十一条第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という)又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が一人以上ある場合においてその全員の同意により事業を継承すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、運営なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を、許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては通商産業大臣に、届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

(基準適合義務)

第十七条 許可製造業者は、その製造設備を第九条第一号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(改善命令)

第十八条 通商産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第九条第一号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置を

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地

三 特定化学物質の名称及びその用途

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」といふ)は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十九条 許可製造業者は、帳簿を備え、特定化

(帳簿)

第十九条 許可製造業者は、帳簿を備え、特定化

(帳簿)

第二十条 許可製造業者又は届出使用者は、その

事業を廃止したときは、運営なく、その旨を、

許可製造業者にあつては通商産業大臣に、届出

使用者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

(廃止の届出)

第二十一条 許可製造業者がその事業を廃止したときは、運営なく、その旨を、

許可製造業者にあつては通商産業大臣に、届出

使用者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

(許可の取消し等)

第二十二条 通商産業大臣は、許可製造業者が次

の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、

又は期間を定めてその事業の停止を命ぜること

ができる。

(第八条第一号、第二号又は第四号に該当す

とるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、届出使用者が前条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて特定化学物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、特定化学物質の使用の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定化学物質の指定に伴う措置命令)

第三十二条 主務大臣は、一の化学物質が特定化

物質として指定された場合において、当該化

物質による環境の汚染の進行を防止するため

特に必要があると認めるときは、必要な限度に

おいて、その指定の際当該化学物質又は当該化

学物質が使用されている製品の製造又は輸入の

事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入

に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図る

こととその他当該化学物質による環境の汚染の進

行を防止するために必要な措置をとるべきこと

を命ずることができる。

項において準用する第八条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

2 第十二条 主務大臣は、一の化学物質が特定化

物質として指定された場合において、当該化

物質による環境の汚染の進行を防止するため

特に必要があると認めるときは、必要な限度に

おいて、その指定の際当該化学物質又は当該化

学物質が使用されている製品の製造又は輸入の

事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入

に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図る

こととその他当該化学物質による環境の汚染の進

行を防止するために必要な措置をとるべきこと

を命ずることができる。

第四章 雜則

(勧告)

第二十三条 主務大臣は、特定化学物質以外の化

学物質について第二条第二項各号の一に該當す

ると疑うに足りる理由があると認めるときは、

当該化学物質による環境の汚染の進行を防止す

るため必要な限度において、当該化学物質の製

造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当

該化学物質を使用する者に對し、当該化学物質

の製造若しくは輸入又は使用の制限に關し必要

な勧告をすることができる。

(許可の条件)

第一十四条 許可是には、条件を附し、及びこれを

変更することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施

を図るため必要な最小限度のものに限り、か

つ、許可を受ける者に不當な義務を課すこと

となるものであつてはならない。

(報告の徴収)

第二十五条 通商産業大臣又は主務大臣は、この

法律の施行に必要な限度において、それぞれ、

許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用

者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十二条又は第二十三条に規定する者に対し、その業務に關し報告をさせることができ。（立入検査等）

第二十六条 通商産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者の事業所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を收去させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を收去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び收去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（要請）

第二十七条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第二十二条又は第二十三条の規定による措置をとるべきことを要請することができ る。

（手数料）

第二十八条 第六条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。（聴聞）

第二十九条 通商産業大臣は、第二十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告したうえ、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。（異議申立ての手続における聴聞）

第三十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。（経過措置）

第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。」を定めることができる。（主務大臣等）

第三十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十一条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令、第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは第二十六条第一項の規定による検査、質問若しくは收去に關しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは收去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第十九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に關しては、特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の發する命令

二 第十七条第二項の技術上の基準に關しては、厚生大臣、通商産業大臣及び特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の發する命令

三 厚生大臣及び通商産業大臣又は前項第一号に規定する大臣は、第九条第一号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準又は第十七条第二項の主務省令で定める技術上の基準のうち労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見を聞くものとする。（他の法令との関係）

第三十二条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五条の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三条第一項の許可を受けないで特定化學物質を輸入した者

四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定に違反した者

三 第十一条第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の大懲役若しくは五万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第二十二条及び第二十三条の規定を、特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第十三条第一項及び第二十二条の規定を、次の各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第二条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第二十九条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農業取締法（昭和二十三年法律八十二号）第二条の二第一項に規定する農業

三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第三項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

第五章 賞罰

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の許可を受けないで特定化學物質の製造の事業を営んだ者

二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定に違反した者

三 第十一条第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の大懲役若しくは五万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項の許可を受けないで製造設備の構造又は能力を変更した者

二 第十五条第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十八条又は第二十二条の規定による命令に違反した者

二 第十九条第一項に規定する者、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備

えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載

をし、又は同条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科す

第三十九条 第十条第二項、第十五条第二項、第十六条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第十一条 第十条第二項、第十五条第二項、第十六条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(既存化学物質名簿)

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物質(試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試験として製造され、又は輸入されているものを除く。)の名称を記載した表(以下「既存化学物質名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

2 何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、訂正する必要があると認めるとときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通

商産業大臣に申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行日の一ヶ月前に公示しなければならない。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載されている化学物質の製造、輸入、使用等について所要の輸入の事業を営んでいる者については、その者を第三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一ヶ月以内」とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法昭和二十四年法律第一百五十一号の一部を次のように改正する。

十五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一号)の施行に關する事務で厚生省の所掌に屬する

施行に關する事務で厚生省の所掌に屬するものを處理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法昭和二十七年法律第二百七十五号の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一号)の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを處理すること。

第二十五条第一項の表暨工業生産技術審議会の項を次のように改める。

化学品審議会	新規の化学品の安全性の確認に關する事項その他化学会議に關する重要事項を調査審議すること。
--------	--

理 由

難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することが急務とされている現状にかんがみ、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について所要の規制措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中曾根国務大臣 発電用施設周辺地域整備法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

他方、ここ数年電力会社が発電所の立地を計画につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の電力需要は、国民生活の向上と国民経済の発展に伴い、今後とも毎年一〇%程度の伸びが予想されています。

他方、ここ数年電力会社が発電所の立地を計画につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

べて少ないということが大きな問題としてあげられます。事実、発電所等の立地が予定されている地点の地方公共団体は、住民福祉の向上に資する各種の公用施設の整備事業を推進を強く要望しております。

本法案は、このような状況を踏まえて、発電所等の立地を円滑化し、電気の安定供給の確保に資するため、発電所等の周辺地域において住民福祉の向上に必要な公用施設の整備事業を推進するための措置を講じようとするものであります。

次に本法案の概要について御説明いたします。

第一は、国は、火力発電施設、原子力発電施設等の発電用施設の設置が確実である地点のうち、その設置の円滑化をはかる上で、公用施設を整備することが必要であると認められる地点を指定し、公示することとしていることであります。これについては、当該地点が工業再配置促進法の移転促進地域をはじめ一定要件に該当する地域に属するときは指定しないこととしております。

第二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第二十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第三十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第四十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第五十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第六十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第七十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十四は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十五は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十六は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十七は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十八は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第八十九は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第九十は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第九十一は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第九十二は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

第九十三は、この指定された地点の属する都道府県の知事は、当該地点が属する市町村の区域とこれに隣接する市町村の区域において行なおうとする

しています。

第四は、国が承認した整備計画に基づいて地方公共団体が実施する事業のうち、特定の施設を整備事業については通常の補助率を特別に引き上げて適用することとする等事業の円滑な実施をはかることがあります。この特定の施設は、道路、港湾、漁港、水道及び都市公園のうちから政令で定めることとなっていますが、たとえば市町村道路は、通常三分の二とされているのを四分の三に、漁港は十分の五を十分の六に引き上げることができます。これができることがあります。このほか、国は地方政府の起債について配慮する等財政上、金融上の援助措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、P.C.B.による環境汚染及び被害の発生は、非常に大きな社会問題となりましたが、これは、従来の化学物質の安全性に関する考え方方に再検討を加える必要のあることを痛感せざるものでありました。すなわち、新しい化学物質の開発と利用は、国民生活の充実に多大な寄与をするものである反面、このような化学物質の中には、その使用に際し、あるいは使用後の廃棄を通じて環境を汚染し、人の健康に被害を及ぼすおそれのあるものがあります。そのため、その防止体制の確立をはかる必要があります。このような新しい人体汚染の形態は、化学工業の発展に伴い新たな化学物質が年々生産されいることを考えるとき、単にP.C.B.の問題としてのみではなく、化学物質全般について安全性を確認する必要があること、そしてその結果問題とされた化学物質について環境に放出されないよう、そのための製造、輸入、使用及び消費にわたりクローズド

システムを確立する必要のあることを強く認識させます。

このような状況にかんがみ、昨年の国会におかれましても、早急にその対策を講ずるべきである旨の決議がなされたところであり、政府といたしましては、昨年七月から、通商産業省に設置されております「軽工業生産技術審議会」「化学物質の安全確保対策のあり方」について審議をお願いし、慎重な検討をいたいたところであります。その結果、昨年十二月に、施策の内容につき同審議会の答申を得ましたので、ここにその趣旨に沿つて化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案を提出することといたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、新規化学物質に関する審査及び規制であります。

これは、新規の化学物質を製造し、または輸入しようとする場合において、それについての事前審査制を採用し、その化学物質がP.C.B.に見られるように自然環境において分解しにくく、生物の体内に蓄積されやすいものであり、かつ、継続的に採取される場合には人の健康をそこなうおそれがあるものであるかどうかを判定することとし、安全であるという判定結果が出るまでの間は、製造または輸入を認めないこととしております。

第二は特定化学物質の規制であります。

ただいま申し上げました難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質は、これを政令で特定化學物質として指定し、その製造が使用等において環境汚染をもたらさないよう所要の規制を行なうこととしております。

すなわち、特定化學物質の製造及び輸入については、許可制とし、その使用についても、環境汚染を生ずるおそれがない一定の用途以外の使用は認めないこととするとともに、製造業者及び使用者者に対しましては、その製造及び使用に関し、一定の技術上の基準を順守させることとしておりま

し、使用した製品について、その回収をはかること等環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしてお

ります。

なお、既存化学物質のうち、特定化学物質の疑いの濃いものについては、特定化学物質の指定に至らない間においても、その製造、輸入または使用の制限に関し必要な勧告ができることがあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。以上申し上げました本法律案に基づく施策は、P.C.B.類似の性状を有する化学物質による環境の汚染を未然に防止するために必要なものであり、既存の公害関係法規等と相まって、化学物質の安全性を確保する上できわめて重要な役割りを果たすものであると考えております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○浦野委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○浦野委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○浦野委員長 内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を議題としたままです。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近江己記夫君。

○近江委員 本法の目的につきまして確認しておきます。近江己記夫君。

○中曾根国務大臣 百貨店法をほとんど全面的に改めましてこういうことにいたしましたのは、一つには消費者保護という時代の要請が強く出てまいりましたのを強く出すということ、それから、

スーパーのような、あるいは百貨店類似のものが出てまいりまして、先般も質問がございましたが、これが脱法的行為ではないかと思われるような競争を営んでおる、そういうものをやはり規制の対象に入れる、そして百貨店及び大型小売店あるいは中小小売業商店街等との調整をはかるという点、それからやはり公正取引という面がそういう面からも出てくると思いますが、公正競争といふ点に注目いたしまして、全部を考えて提案されました法案である、このようにお考え願いたいと思います。

○近江委員 私がいま申し上げた二点のどれにもウエートをかけて考えておるという大臣のお話でございますが、消費者の利益を保護するために、本法において具体的にどういう措置をおとりになります。

○山下(英)政府委員 条文上の文言としましては、第一条に「消費者の利益の保護に配慮」ということが明記されており、十一条を特掲いたしまして、この法律で一番大事なポイントでございます届け出を受取したあとでそれを審査しておられるわけですか。これは局長でもけつこうです。

○近江委員 私がいま申し上げた二点のどれにもウエートをかけて考えておるという大臣のお話でございますが、消費者の利益を保護するために、本法において具体的にどういう措置をおとりになります。

○山下(英)政府委員 条文上の文言としましては、第一条に「消費者の利益の保護に配慮」ということが明記されており、十一条を特掲いたしまして、この法律で一番大事なポイントでございます届け出を受取したあとでそれを審査しておられるわけですか。これは局長でもけつこうです。

○近江委員 条文上の文言としましては、第一条に「消費者の利益の保護に配慮」ということが明記されており、十一条を特掲いたしまして、この法律で一番大事なポイントでございます届け出を受取したあとでそれを審査しておられるわけですか。これは局長でもけつこうです。

○近江委員 届け出があった場合、通産大臣が審査をして、問題があるものについて審議会の意見を聞いて変更の勧告を出すのは第七条ということ

になつておるわけですが、はたして通産大臣が審査できるのかどうか、届け出があつたら、中小は除いてその他ものは地元の意見をまず聞いてから通産大臣が判断して審議会にかけるべきではないか、このように思うのです。また、この審査期間はどのくらいを予定されておるわけですか。これも局長でけつこうです。

○山下(英)政府委員 届け出が出ますと、それは手続的なことになりますが、その届け出の写しを直ちに地元の商工会、商工会議所に送付いたします。同時に審査を開始いたします。もしも審査の結果、勧告が必要であるという場合には、三ヶ月以内にそれをしなければなりませんので、受理しました政府側としては非常に急いでこれを審査せねばなるまいと思います。そして勧告をするといたしましたならば、資料をそろえて審議会にはかる、そうしますと審議会は、自分で審議せずに、地元の商工会、商工会議所から意見を微しく、先ほど申し上げましたように、届け出とともにコピーが行っておりますから、商工会、商工會議所では直ちにそれを周知徹底させて、地元の意見は届け出とともに聴取しておるわけでござります。いま申し上げた手続が一つの流れですが、それと同時に、もちろん地元の商工会、商工会議所が届け出のコピーを受け、意見を聴取し、これは大きな問題である、これは相当に影響があると判断した場合には、審議会から問い合わせのある前に、自分から進んで審議会に意見を持つてくる、あるいは直接政府当局に持つてくるということでおございます。この辺は、旧百貨店法において多年経験を積んできたやり方をベースにしておりまして、私どもとしては関係者の意見は相当に、相当にお考えですか。

○山下(英)政府委員 これには罰則をかけておりません。その理由は、この法律の主たるねらいは

中小小売商業に事業活動の機会を与えるために、大規模店舗が進出する際はまずその面積を考え、それから開店の日を考え、それから営業するときの閉店時間と休日、こういう点がこの法律による主たる規制項目でござりますが、さらに進んで顧客の送迎とか、その他営業に関する行為において、大規模小売店舗と中小小売商業の利害関係を調整しようという、どちらかといいますと主要規制対象以外にさらに追加されるべき事項でござりますので、この点については、政府側の改善勧告をもって指導行政で足りるのでないかという考え方でございます。

○近江委員 これは確認の意味でお伺いしたい。大規模な小売店舗というのは、大企業の建てる基準面積以上の建物が対象になることはむろんであります。先ほど申し上げましたように、届け出とともに、百貨店、協業組合や合併会社が近代化のために建てるものであっても、基準面積以上であれば対象となるのかどうか、これをひとつ確認の意味でお伺いしたいと思うわけです。

○山下(英)政府委員 これは今回、従来の百貨店法の企業単位の規制から、大型店舗の建物を規制対象にいたしまして、法律の立て方が大きく変わりました関係で、大きな店舗、建物を建て、その中で小売業を営む以上は、俗にいいます寄り合い百貨店、ただいま御指摘の中小小売業者が集まつてやる大規模店舗も規制対象になります。ただし、その場合に、十一条後段の規定で、もちろん中小小売商業の近代化ということは、中小企業政策また政府の政策の根本でありますので、規制対象には一応なりますが、そういう場合にはむしろ促進すべき事業でありますので、規制対象にが規定されておる次第でございます。

○近江委員 この答申におきましては、「大規模小売店の新增設が特定の地域で集中的かつ大規模に行なわれ、周辺中小小売業がこれへの対応体制を整えることがきわめて困難な場合等には」「大規模店舗新設について勧告、措置命令」云々、このようになつておるわけですが、本法の運用につい

ては、このような大きな問題のあるもののみが対象となるのかどうかですね。特定の地域に集中的かつ大規模に行なわれなくとも、周辺中小小売商業に影響を及ぼすことが十分考えられるわけですが、本法の運用方針についてお伺いしたいと思います。いま御指摘のような大規模店舗が集中的にある一地域に重なっている場合を特に明記されておりまつて、この原案におきましては、大規模店舗基準以上のものであります限りは全部届け出を審査いたします。そしてその際に、そういうった集められた中地域でなくとも、特殊のその地方の事情によって本法でいう摩擦が起きる、調整が必要だと判断しました場合にはやはりこれを規制の対象にしてお伺いしたいと思うわけです。

○近江委員 この第七条におきまして、通産大臣が届け出面積から減少させる場合、どういった基準でこの面積ならよいという判断をするのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○山下(英)政府委員 この判断の基準は、従来の経験からいいまして、ある程度数値的な経験値もできてはおります。それはそこの商圈、人口ですとか売り場面積あるいは交通事情その他を加味しながら、届け出面積から減少させる場合、どういった基準でこの面積ならよいという判断をするのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○橋本(政)政府委員 御質問の趣旨は一つの建物とおおの異なる資本で隣合つて建てる場合は本法の対象とならない。これが将来通路とか連絡橋等によって接続された場合、本法の扱いとしてどうなるのか、また本法の何条によつてどのような措置がとられるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○山下(英)政府委員 御質問の趣旨は一つの建物と認められないような形で、しかも基準面積以下である場合には調整の対象になりませんが、その後通路等をもつてつなぎ合わせ、一つの建物とみなされるような場合には本法の適用対象になります。具体的には第三条の第八項に一つの建物の解説につきまして「屋根、柱又は壁を共通にする建物及び通路によつて接触され」という文言がございまして、通路によつて接続されるということです。一つの建物と読むべきかと思ひます。さような場合には、本法第五条によりますところの「大規模小売店舗における小売業者の届出」を出して、

のですが、その辺をよく通産省で煮詰めてやはり考えておかなければ、もちろんケースバイケースはわかるわけですから、何か非常にばく然としていますね。その辺はいまここで私がこれ以降の運営方針についてお伺いしたいと思います。上言つても、そこまでの準備はないわけですから、これは特に何かの尺度といいますか、やはりあるそういう調査をなさつた上で、何らかの基本的な考え方に基づいてプラス・ケース・バイ・ケー・スの現地判断、現地の事情を考慮して決定をするこの辺のところをお考えになるべきじゃないかと思うわけです。そうですね。——それじゃそういう点をよく整備なさるように、これは申し上げておきます。

それから、たとえばこの基準面積以下の建物をおおの異なる資本で隣合つて建てる場合は本法の対象とならない。これが将来通路とか連絡橋等によって接続された場合、本法の扱いとしてどうなるのか、また本法の何条によつてどのような措置がとられるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○橋本(政)政府委員 御質問の趣旨は一つの建物と認められないような形で、しかも基準面積以下である場合には調整の対象になりませんが、その後通路等をもつてつなぎ合わせ、一つの建物とみなされるような場合には本法の適用対象になります。具体的には第三条の第八項に一つの建物の解説につきまして「屋根、柱又は壁を共通にする建物及び通路によつて接触され」という文言がございまして、通路によつて接続されるということです。一つの建物と読むべきかと思ひます。さような場合には、本法第五条によりますところの「大規模小売店舗における小売業者の届出」を出して、

のですが、その辺をよく通産省で煮詰めてやはり考えておかなければ、もちろんケースバイケースはわかるわけですから、何か非常にばく然としていますね。その辺はいまここで私がこれ以降の運営方針についてお伺いしたいと思います。上言つても、そこまでの準備はないわけですから、これは特に何かの尺度といいますか、やはりあるそういう調査をなさつた上で、何らかの基本的な考え方に基づいてプラス・ケース・バイ・ケー・スの現地判断、現地の事情を考慮して決定をするこの辺のところをお考えになるべきじゃないかと思うわけです。そうですね。——それじゃそういう点をよく整備なさるように、これは申し上げておきます。

それから、たとえばこの基準面積以下の建物をおおの異なる資本で隣合つて建てる場合は本法の対象とならない。これが将来通路とか連絡橋等によって接続された場合、本法の扱いとしてどうなるのか、また本法の何条によつてどのような措置がとられるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○山下(英)政府委員 おつしやいますとおりに、この辺をよく通産省で煮詰めてやはり考えておかなければ、もちろんケースバイケースはわかるわけですから、何か非常にばく然としていますね。その辺はいまここで私がこれ以降の運営方針についてお伺いしたいと思います。上言つても、そこまでの準備はないわけですから、これは特に何かの尺度といいますか、やはりあるそういう調査をなさつた上で、何らかの基本的な考え方に基づいてプラス・ケース・バイ・ケー・スの現地判断、現地の事情を考慮して決定をするこの辺のところをお考えになるべきじゃないかと思うわけです。そうですね。——それじゃそういう点をよく整備なさるように、これは申し上げておきます。

についてお伺いしたいと思います。

○橋本政府委員 届け出制であるか、許可制であるかということは、法制的に割り切りますとやはり届け出制に属するかと思います。ただ、審査を慎重にやるということで、届け出を受けましたら直ちに事前審査をやる、必要な場合には問題のある場合には勧告もしくは命令あるいはこれを拒保するための行政命令あるいは罰則等の適用によりまして施行し得るようになつておりますので、事実上運用上におきましては、必要ある場合には許可制と同様の効果を期待できる、かように解釈しております。

○近江委員 ジャ約束の時間ですから、これで終わります。

○浦野委員長 板川正吾君。

○板川委員 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案について若干質疑をいたしたいと思います。

この法律案を読みまして、どうも私ども何となくこの法律案の名称がぴんとこない感じがするのです。たとえば百貨店とかスーパーとか、具体的にそのものを表現しているならないのですが、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案、大と小と相反する文字が混在するため、どうもこの法律案の名前が、大小が相次いで並んでおるために読んでびんとこない。ここで名称についてちょっと申し上げたいのですが、大規模店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、こういうふうな言い方ではおかしいのですか。大規模小売店舗、そしてまた小売業と出るので、どうもこの法律の名前がなじみにくいのですが、大規模店舗における小売業の事業活動、こういったほうがすなおに読める、また読んで頭に浮かぶような感じがするのですが、法案の名称について、これは事務当局でつくっています。

○山下(英)政府委員 原案はむしろより正確にしたいということで、大きな事務ビルの下で小さなたばこ屋とかあるいは菓子屋などの小売業店舗がいる場合もあるわけですが、それは省こ

う、その大きな建物が主として小売業を中心に入れている建物であるから大規模小売店舗と称しよう

というので、より正確にするという意味でそこに小売の字が入つてしまつたわけでございます。

○板川委員 まあこれは特別議論のことじゃないのですが、大がつき、小がつき、また小がつくというので、法案の名称がどうもなじみにくい感じがいたしますから、お聞きしました。

そこで今度は第一条の「目的」の根本理念といふものについて伺いたいと思います。

その前に、百貨店法の改正案といわれておるのですが、この百貨店法の目的というものをどういうふうに理解しているか、これは事務当局でいいですが伺いたい。

○山下(英)政府委員 現行の百貨店法も、基本的な趣旨は、百貨店の営業面積の拡張に伴つて中小

小売商業の事業機会が失われることのないように調整しようという趣旨と解釈しております。

○板川委員 そうですね。百貨店法を見ますと、第一条で「この法律は、百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする」、こ

ういうふうに書かれておつて、大規模な百貨店の事業活動を調整して、小売商業の事業活動の機会を確保するという趣旨から百貨店法が生まれて運

用されてきたことは御承知のとおりであります、この法律案の第一条の「目的」を見ますと、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大

規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて國民経済の健全な進展に資することを目的とする」このようにうたわれておますが、消費者の利益の保護に配慮しつつ」ということばを除けば、大規模小売

店舗」というのを百貨店に読みかえると、百貨店法のほぼ延長、百貨店法と同じ趣旨を持つておる

このようにうつうに理解してよろしいかどうか。

○山下(英)政府委員 おっしゃるとおりでございまして、大規模小売店舗という名前で、百貨店と、

俗にいうスーパー等々が入つたこと、これが大きくな一つの要素でありますとのと、消費者の利益といふことを明文化したこと、これが違いでございま

すが、中小小売商業との事業調整がやはり根本であります。

○板川委員 従来は百貨店という企業主体を規制する法律だった。今度は店舗を中心には百貨店も大型スーパーも同一に規制をする、届け出制から事

前審査制に戻るが、しかし根本的には百貨店法の精神もこの中に盛り込まれておる、こういうふうに理解いたしたいと思います。

そこで今度新しく入りました「消費者の利益の保護に配慮しつつ」ということばがありますが、この考え方、理念というのが本法の中でどのよう

に位置づけられるのだろうか、これを伺いたいの

であります。産構審の答申を見ますと、産業構造審議会流通部会の中間答申としては「新しい経営

技術導入による消費者物価問題に対する貢献、豊富な品ぞろえによる消費者の多様化した欲求の充

足等大規模小売店による流通近代化の効果を十分生かしつつ、大規模小売店進出に対する中小小売

商の円滑な対応を可能にするため、届出制によりその進出を事前に周知させることを中心に行なわ

非常に消極的な思想をこの答申は盛つておるわけ

であります。こういう産構審の答申の思想と今まであります。これは一条も十二条も現行百貨店法

事前届け出、事前審査制というものを採用した本法と若干の食い違いがあると思いますが、この消費者保護の配慮という理念と本法との関係について

で説明を願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 原案のほうから先に御説明しますと、一条に明文を入れまして、そこで目的をはつきりさせましたほかに、十一条前段において届出が出来ました際に、政府がこれを審査する、そ

が、そのときに、ほかの要素に加えて、その周辺に出て勧告すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきですが、そのときには、ほかの要素に加えて、その周辺に出て勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

として勧告すべきかを決定すべきかを決定せねばなりません

そして事前審査制というのをきびしく運営して小売業の事業活動等を適正に確保できるようにする。ただし、それをやるのであるが、消費者の利益といふものも念頭に置きますということで、重点は、この小売業の事業活動等を適正に確保するという第一条後段のほうにあるということに私は理解をいたします。

私は感ずるんです。

すが、「消費者の利益の保護にわせて、大規模小売店舗における代化その他の小売業の事業活動障害を及ぼすことのないよう配慮せよ」と主張し、小売商業近い。

害されることがあつてはならないという、いわば時代の要請をはつきりさせ、鮮明にするというような趣旨でその字句をそのまま使うということをせざるを得なかつたのであります。

意とは心、心ばせ、こんなことがあります。結局、配慮と配意というのは、語彙として変わらない。変わらないのをこの法律の一つの条文の中で書きますと、何か特別な意義が、異なる意義があるようになります。これはおかしいんじやないかと思うのですが、どうもいまの説明では、大体、後段の「あわせて」以下がおかしいじやないか、この「配意」もおかしいじやないか、あまり使つてないことばでおかしいんじやないかと思うのですが、もう一ぺんひとつ説明してください。

省産業大臣は、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項に規定する措置の運用に当たつては、消費者の利益の保護について配慮^{せんりょく}せし、こういふことと、十一條は配慮のしかたを具体的にここに規定すればいいんじやないだろうか。それを「云々」でよろしいんじやないだろうか。あいたします。これは「消費者に対する配慮等」というならば、消費者の利益保護について配慮するという点までよろしいんじやないだろうか。あとは、「あわせて、大規模小売店舗における中小売業の近代化」云々というのは、別の法律でも読むことができますし、七条の規定でもそういう趣旨を守ろうとしているわけですから、必要はないんじやないだろうかと思うのですが、この点はどう考えますか。

〔委員長退席、稻村（佐）委員長代理着席〕

○山下（英）政府委員　おつしやる点は私も実は同感でござります。ただ、多少便宜主義もありまして、つまり配慮事項が大きなもので二つある。一つは消費者の利益保護であり、一つは、寄り合ひ百貨店等、真に中小小売業の近代化政策というのも忘れてはならないという、この二つの配慮事項を一つの条文で並べたという便宜的な弊害はあると思います。

私は感ずるんです。
ついでに伺いますが、「消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。」とあります。消費者利益の保護については配慮せよと主張し、小売商業近代化その他については配意しなければならないとありますが、この「配慮」と「配意」というのは法律上どういう区分があるんですか。これは法制局から聞きたいんですけど、法制局来ておりりますか。

○別府政務委員 お答え申し上げます。

害されることがあつてはならないという、いわば時代の要請をはつきりとし、鮮明にすると、いうような趣旨でその文句をそのまま使うということをせざるを得なかつたのであります。

次に、第十一條の後段、いまの「配意」のところでございますけれども、これは先ほど御指摘ございましたように、この法律案がいわゆる建物主義というような構成をとりました結果、事業活動を調整する必要がほとんどないような中小小売商業者をも、形式上は、形の上では調整の対象に含んでしまうようになるということを考えまして、この法律の運用にあたつて、大規模小売店舗内の中小小売商まで調整の対象とするものではないと、いうことを明らかにするために、特に勧告または命令の運用の心がまえを明記するという趣旨で書

意とは心、心ばせ、こんなことがあります。結局、配慮と配意というのは、語彙として変わらない。変わらないのをこの法律の一つの条文の中で書きますと、何か特別な意義が、異なる意義があるようになります。これはおかしいんじゃないかと思うのですが、どうもいまの説明では、大体、後段の「あわせて」、「以下」がおかしいじやないか、この「配意」もおかしいじやないか、あまり使ってないことはでおかしいんじゃないかと思うのですが、もう一べんひとつ説明してください。

○別府政府委員　お答え申し上げます。

ただいま板川委員御指摘のとおりでございまして、字引きを引きますと、配慮も配意も、具体的ないわば言いかえでございますけれども、心を配ること、心づかひ、心配というようなことでございまして、おっしゃるとおりにそういう差はございません。ただ、先ほど申し上げたことの繰り返しにややなるかと思ひますけれども、前段のほうにつきましては、目的にそういう趣旨が書いてあるだ

害されることがあつてはならないという、いわば時代の要請をはつきりさせ、鮮明にすると、いうような趣旨でその字句をそのまま使うということをせざるを得なかつたのであります。

次に、第十一條の後段、いまの「配意」のところでございますけれども、これは先ほど御指摘ございましたように、この法律案がいわゆる建物主義というような構成をとりました結果、事業活動を調整する必要がほとんどないような中小小売商業者をも、形式上は、形の上では調整の対象に含んでしまうようになるということを考えまして、この法律の運用にあたって、大規模小売店舗内の中小小売商まで調整の対象とするものではないと、いうことを明らかにするために、特に勧告または命令の運用の心がまえを明記するという趣旨で書いたわけでございます。これは、先ほど山下企業局長が申したとおりでございます。このことは、これも御指摘ございましたように、第七条ないし第八条には勧告なり命令の要件のところで、一応解釈上当然のこととも言えないことはないわけですが、これをさらにもう一つ明確にするためと、いうことでござりますので、前段と異つた用語を用いるほうが、いわばそのニユアンスの差と、いうことが明確に出るかと思いまして、前段と異なつた「あわせて」、「配意し」という表現を使つたわけでございますので、その点御了承いただきたいたいと思います。

意とは心、心ばせ、こんなことがあります。結局、配慮と配意というのは、語彙として変わらない。変わらないのをこの法律の一つの条文の中で書きますと、何か特別な意義が、異なる意義があるようになります。これはおかしいんじやないかと思うのですが、どうもいまの説明では、大体、後段の「あわせて」、「以下がおかしいじやないか」、この「配意」もおかしいじやないか、あまり使つてないことばでおかしいんじやないかと思うのですが、もう一べんひとつ説明してください。

○別府政府委員 お答え申し上げます。

ただいま板川委員御指摘のとおりでございまして、字引きを引きますと、配慮も配意も、具体的ないわば言いかえでござりますけれども、心を配ること、心づかい、心配というようなことでございまして、おつしやるとおりにそういう差はございません。ただ、先ほど申し上げたことの繰り返しにややなるかと思いますけれども、前段のほうにつきましては、目的にそういう趣旨が書いてあるだけで、規定の内容としては、大体そういう規定が書いてないということをございますので、目的と同じことばを使う必要があるだらうということで配慮ということばを用いたわけでございます。

なお、後段につきましては、先ほど来御指摘ありますように、私のほうからもお答え申し上げましたように、七条、八条等で実は中小企業者に対する配慮——簡単に配慮と申し上げますが、配慮は十分読み取れるということともいえますが、なお蛇足というような御指摘もございましたのですけれども、たとえ蛇足的なものであつても、この十一条で通産大臣の運用にあたつての心がまえを書く以上は、なお一そう鮮明にすることが必要じやなかろうかという意味で、あわせて配慮する。その際に同じ配慮ということばを使うよりも、いわば前のほうに書いてあることをさらに明確にするという意味では、違うことばを使つたほうがその趣旨が出るのではないかろうかというつもりで書いたわけでござります。

が、まあそれはそれでいいといたしましよう。

今度は通産省に伺います。この法律は、従来の企業規制というものから建物規制に変わった、たとえば寄り合い百貨店、寄り合いスーパー、こういったものも、一定の面積を占めればもちろんこの規制の対象になる、こうしたことになりますが、ちょっとと私、これで一体これはどうなるのかといふと考えついたんですが、じゃ、商店街がずっと寄り合いで一定の面積の店舗を連続して行なった場合には、この法律の規制対象にはなりませんか。

○橋本政府委員 お尋ねのところは、この規定の範囲以上を占めておった場合に本法の対象にならないんですか。

○橋本政府委員 先生御指摘のケースが本法に規定する一つの建物と解釈できるかどうかというこ

とにかかるかと思います。一つの建物と解釈される場合には、基準面積をこえる場合には当然本法の適用対象になつてくるわけございます。

○板川委員 普通はならないかもしれません、

寄り合いスーパー、寄り合い百貨店というのは、

もちろん基準面積をこえる場合規制対象になる。

したがつて、商店街組合というもので連続した店

の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及び

その推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大

規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗

における小売業の現状等の事情を考慮して、その

届出に係る事項が実施されることによりその届出

に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動

がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の

影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そ

のおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗

審議会の意見をきいて、その届出を受理した日か

ら三月以内に限り、その届出をした者に対する開店日

の繰り下げ、店舗面積を減少すべきことを勧告す

ることができる、こういうふうに書いてあります。

これはおそれがあると認めたときであります、が、

これはここで聞いたかどうかわかりませんが、繰

り下げあるいは店舗面積の減少すべきことを勧告ができます。

○橋本政府委員 通産大臣が行なうわけござい

ます。要するに、中小企業者が集まつてスーパーな

ります。

〔稻村(佐)委員長代理退席、羽田野委員長代

理着席〕

か。要するに、中小企業者が集まつてスーパーなりあるいは百貨店なり寄り合いで行なうという場合と、大資本が進出する場合は扱い上差があ

りますが、この考え方いかがですか。

○橋本政府委員 御指摘のとおり、運用上差等があつてしかるべきかと考えます。

○板川委員 わかりました。

第七条関係で伺いますが、この七条の一項、これは第一条の目的的消費者保護の明文を除いた第

一条の目的を具体的に扱おうとしたのがこの第七

条の精神ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○橋本政府委員 御指摘のとおり、第一条の目的

を生かしての調整手段の規定でござります。

○板川委員 第一条の消費者保護の規定を除く目

的を具体的にあらわしたのが七条の精神だ、こう

思います。

ここで伺いますが、第七条に、「通商産業大臣

は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第二項

の規定による届出があつた場合において、その届

出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及び

その推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大

規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗

における小売業の現状等の事情を考慮して、その

届出に係る事項が実施されることによりその届出

に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動

がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の

影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そ

のおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗

審議会の意見をきいて、その届出を受理した日か

ら三月以内に限り、その届出をした者に対する開店日

の繰り下げ、店舗面積を減少すべきことを勧告す

ことができます。

○橋本政府委員 大規模小売店舗の進出の影響の

あるものは、非常に広範な地域に及ぶ場合もござ

りますが、第一義的に申しますが、主としてそ

の影響の出る地域はやはりその周辺にあるかと思

います。先刻御承知のとおり、商工会議所あるいは商工会といふのは一定の市町村を区域として設立されておるわけでござりますので、そういうた

めの意見も聞く必要もあるかと考えております。

○橋本政府委員 それからこの法文では、その大規模

小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所

景に持つスーパー、こういふものの進出に対しても、たとえば中小小売商業者が集合して寄り合つて、中百貨店寄り合いスーパー、こういうものを經營する場合と、大資本百貨店あるいは大商社を背景に持つスーパー、こういふものにはぜ口まであり得る、こういう同一な扱いをすべきじやない。これこそ配慮なり配意なりが十分加えられていいんじゃないだろう

○橋本政府委員 お尋ねのところは、この規定の範囲以上を占めておつた場合に本法の対象にならないんですか。

○橋本政府委員 先生御指摘のケースが本法に規定する一つの建物と解釈できるかどうかといふ

ことにかかるかと思います。一つの建物と解釈される場合には、基準面積をこえる場合には当然本法の適用対象になつてくるわけございます。

○板川委員 普通はならないかもしれません、

寄り合いスーパー、寄り合い百貨店というのは、

もちろん基準面積をこえる場合規制対象になる。

したがつて、商店街組合というもので連続した店

の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及び

その推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大

規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗

における小売業の現状等の事情を考慮して、その

届出に係る事項が実施されることによりその届出

に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動

がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の

影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そ

のおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗

審議会の意見をきいて、その届出を受理した日か

ら三月以内に限り、その届出をした者に対する開店日

の繰り下げ、店舗面積を減少すべきことを勧告す

ことができます。

○橋本政府委員 これは法律を運用する上で実は一番

重要なポイントだと私は思ひますから、十分慎重

の法の目的をあげましたが、その法の目的が実現

するかどうかということをよく周囲を見渡し、ま

た届け出の内容、本質等をよく精査いたしまして、

その調和をとれるかどうかを確信を持つてやれる

という場合にこれをパスさせる、そういうことであ

ると思います。

○板川委員 これは法律を運用する上で実は一番

重要なポイントだと私は思ひますから、十分慎重

の法の目的をあげましたが、その法の目的が実現

するかどうかということをよく周囲を見渡し、また届け出の内容、本質等をよく精査いたしまして、

その調和をとれるかどうかを確信を持つてやれる

という場合にこれをパスさせる、そういうことであ

ると思います。

○板川委員 これは法律を運用する上で実は一番

重要なポイントだと私は思ひますから、十分慎重

の法の目的をあげましたが、その法の目的が実現

するかどうかということをよく周囲を見渡し、また届け出の内容、本質等をよく精査いたしまして、

その調和をとれるかどうかを確信を持つてやれる

という場合にこれをパスさせる、そういうことであ

ると思います。

○橋本政府委員 大規模小売店舗の進出の影響の

あるものは、非常に広範な地域に及ぶ場合もござ

りますが、第一義的に申しますが、主としてそ

の影響の出る地域はやはりその周辺にあるかと思

います。先刻御承知のとおり、商工会議所あるいは商工会といふのは一定の市町村を区域として設立

されています。

○橋本政府委員 第七条の勧告は、大規模小売店

舗における小売事業の活動によりまして、周辺の

中小企業が相当程度の影響を受けるおそれがある。

そういった場合に、そのおそれを排除する必要な範囲内において勧告を行なうことになつておるわ

けでございますが、そういう場合に、個々の

店舗のオーブンはよろしい、こういうふうに解釈を

いたします。これは事前審査の第一の閂門ですね。

○板川委員 わかりました。

○橋本政府委員 お尋ねのところは、この規定の範囲以上を占めておつた場合に本法の対象にならないんですか。

○橋本政府委員 先生御指摘のケースが本法に規定する一つの建物と解釈できるかどうかといふ

ことにかかるかと思います。一つの建物と解釈される場合には、基準面積をこえる場合には当然本法の適用対象になつてくるわけございます。

○板川委員 普通はならないかもしれません、

寄り合いスーパー、寄り合い百貨店というのは、

もちろん基準面積をこえる場合規制対象になる。

したがつて、商店街組合というもので連続した店

の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及び

その推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大

規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗

における小売業の現状等の事情を考慮して、その

届出に係る事項が実施されることによりその届出

に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動

がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の

影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そ

のおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗

審議会の意見をきいて、その届出を受理した日か

ら三月以内に限り、その届出をした者に対する開店日

の繰り下げ、店舗面積を減少すべきことを勧告す

ことができます。

○橋本政府委員 これは法律を運用する上で実は一番

重要なポイントだと私は思ひますから、十分慎重

の法の目的をあげましたが、その法の目的が実現

するかどうかということをよく周囲を見渡し、また届け出の内容、本質等をよく精査いたしまして、

その調和をとれるかどうかを確信を持つてやれる

という場合にこれをパスさせる、そういうことであ

ると思います。

○橋本政府委員 大規模小売店舗の進出の影響の

あるものは、非常に広範な地域に及ぶ場合もござ

りますが、第一義的に申しますが、主としてそ

の影響の出る地域はやはりその周辺にあるかと思

います。先刻御承知のとおり、商工会議所あるいは商工会といふのは一定の市町村を区域として設立

されています。

○橋本政府委員 それからこの法文では、その大規模

小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所

の意見も聞く必要もあるかと考えております。

○橋本政府委員 それからこの法文では、その大規

模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所

の意見も聞く必要もあるかと考えております。

又は商工会の意見を聞かなければならぬといふになつておるわけです。これは大規模小売店舗審議会がその意見を聞くということになつておますが、大規模小売店舗所在地がその地区内にあります。うふうに理解してよろしいのでしよう。商工会議所というの行政単位にありますし、商工会もそくどうから、そういうふうに理解していいでしよう。

○橋本政府委員 商工会議所等につきましては、地域を限つて設置されるわけでございまして、言いかえますと、商工会議所の地域、ということございます。

○板川委員 商工会議所は行政単位にあるいは商工会も行政単位に行なわれていますから、行政区単位というふうに理解してよろしいと思いますが、これは従来自販店審議会の中にありました商調協といわれております機関ですね、これは今後も商工会議所または商工会の中に置かれるというふうに考えてよろしいのですか。

○橋本政府委員 存続させる方向で考えておりま

す。
○板川委員 百貨店法の運用の歴史を見てきますと、百貨店は、先ほど言いましたように、小売商業の適正な事業活動の機会を確保するというたままで運用されてきました。その運用の従来の基準というものは、百貨店がつくられるその地域の商工会議所にある商調協といわれている機関の意見を聞いて、そして商工会議所が通産省に答申をしてお会議所の意見を聞いた。昭和三十年代においては、百貨店ができますと、その周辺の小売商業が重大になつてきました。実は百貨店ができると周辺の百貨店法当初は、百貨店がつくられる周辺の商工會議所の中に設けられた商調協の意見を受け入れました。しかし、四十年代になりますと、商工会議所の中には受け入れただけでは百貨店法の運用が十分でないという事態になつてきました。小売商業は大賛成になつてしまつた。初めは反対

しておつたのですが、実は百貨店ができると、そのおこぼれ、あるいはその周辺がいわば商店街的になつて、そのおこぼれ利益を受ける。だから商

調協は「百貨店ができることに反対する理由はほ

とんどなくなつてきた、こういうふうにわれわれは実態を見ておるわけであります。ですから、もしこの小売商業者の適正な事業活動を確保すると、そうじやないと、本法の目的が美は達成されない

形的な運用になる可能性があります。この点をどういうふうに補つてカバーしていくか、運用上

の心がまえを伺いたい。

○橋本政府委員 必要がある場合には、事实上周辺の商工会議所の意見が反映されるように、あるいは周辺地区における中小小売商業者の意見が反映されるように処理してまいりたいと思います。

○板川委員 それはどこで……。

○橋本政府委員 法文上は規定はございませんが、運用上の問題として処理いたしたいと思います。

○板川委員 そこで七条の二項をもう一ぺん聞きたいのですが、読んでみます。「大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見をきかれた場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び通産業省令で定めるところにより申出をした者」——修正案が出ていることは、ここに消費者及び小売業者その他の者的意见を聞かなければならぬ、こういうようになるのであります。この条文でいいますと、その意見を定めようとするときは、地区内にあるということがかぶさつてくるようになりますが、この条文でいいますと、その意見を定めようとするときは、地区内にある消費者、小売業者あるいは省令で定めるところに申し出をした者の意見ということになつて、その地区内にあるということがかぶさつてくるようになりますが、これは通産省令で定めることにより申し出をした者と、こういうところに幅を広げることができるのですか。この法律

上読めるのか読めないのかということをお伺いします。

○橋本政府委員 さようございまして、特に資格を限定せず、小売商業者、消費者あるいは学識経験者等申し出のあつた方の意見をお聞きするごとにいたしたいと思います。

○板川委員 わかりました。

○橋本政府委員 それから、実は本法に直接関係ございませんが、商工会という文句が出てきましたから通産大臣に映されるように処理してまいりたいと思います。

○板川委員 一つ伺いたいことがあります。

○橋本政府委員 あります。このときに実はこの商工委員会で一

番議論になりましたのは、商工会をつくって、結

局これは自民党の末端の選挙運動を利用して

いるのですが、このときにはこの商工委員会で一

番議論になりましたのは、商工会をつくって、結

局これは自民党の末端の選挙運動を利用して

いるのですが、このときにはこの商工委員会で一

番議論になりましたのは、商工会をつくって、結

局これは自民党の末端の選挙運動を利用して

いるのですが、このときにはこの商工委員会で一

番議論になりましたのは、商工会をつくって、結

われてることに對して、一体通産省としては、商工会というものに厳正にこの法律を守らせるためにいかなる指導をされてきたか、この点について伺つておきたいのであります。

○中曾根国務大臣 商工会は、現在でも、また創立の当初以来も、政治的な支持を行なうといふことはあり得ましょうし、また、そのメンバーがそういう政治的団体を結成して応援するといふことは個々的にはあり得るかも知れませんが、商

工会として特定の政治団体を特に応援するとか政治行為をするということはないと思つております。

○板川委員 法律上はそう規定してありますから、商工会の加盟メンバーが個人的にどの政党を支持するか、これは自由なんです。それは私どもとやかく言いません。しかし、商工会の組織を通じて特定の政党の候補者を推し、その選挙活動をするということは法律違反であり、間違いだと思いま

すが、実はそういう事例があらゆる選挙の際に行なわれておるのであります。たとえば埼玉県で商工会の加盟メンバーが個人的にどの政党を支持するか、これは自由なんです。それは私どもとやかく言いません。しかし、商工会の組織を通じて特定の政党の候補者を推し、その選挙活動をする

ことがあります。たとえば埼玉県で商工会の加盟メンバーが個人的にどの政党を支持するか、これは自由なんです。それは私どもとやかく言いません。しかし、商工会の組織を通じて特定の政党の候補者を推し、その選挙活動をする

すけれども、ほかはわからないのですね。委員長は常任委員長会議に行っているようありますからやむを得ないといったとしても、このような出発状態で野党に協力を求めるということ自体、あまりにも与党の誠意がなき過ぎると私は思う。きょうの理事会でも、この法案の採決が行なわれたときに、中小企業基本法の改正について審議してほしいということであった。私どもはそれに協力をすることにやぶさかではないという協力的な姿勢を示したわけだけれども、これでは話にならぬじやありませんか。与党の出席をこれからどんどんすすめる——いま若干入つてまいりましたが、委員長は努力をしてもらいたい。よろしいですか。

○中村(重)委員 いま大臣の統一見解がなされたわけですが、この第十二条の後段の規定というのが前回の委員会の場合におきました。十二条後段については、いわゆる便宜主義的な点があると思う。その一つは、消費者の利益というふとを考えるのだ、中小売業の近代化その他、小売業の近代化活動の問題云々は、寄り合い百貨店等のことを配慮してという意味のお答えが実はあつた。そうなつてまいりますと、十二条後段と商業局長、第十二条の後段は、むしろショッピングセンター、こうした場合に、この十二条後段といなつておるような印象を企業局長の答弁からは私は受けたわけであります。そうではなくて、企業局長、第十二条の後段は、むしろショッピングセンター、こうした場合は寄り合い百貨店といいうのが多く適用されるという形になつていくのではないか。寄り合い百貨店の場合は高度化資金を使つて、そして共同店舗を設置する、組合が共同店舗をつくる、その中に組合員が入る、その組合員には、やはり近代化融資等をやらなければならぬという場合が出てくると私は考えるわけです。したがつて、十二条後段は寄り合い百貨店というのが中心ではなくて、デベロッパーであるとか、

すけれども、ほかはわからないのですね。委員長は常任委員長会議に行っているようありますからやむを得ないといったとしても、このような出発状態で野党に協力を求めるということ自体、あまりにも与党の誠意がなき過ぎると私は思う。きょうの理事会でも、この法案の採決が行なわれたときに、中小企業基本法の改正について審議してほしいということであった。私どもはそれに協力をすることにやぶさかではないという協力的な姿勢を示したわけだけれども、これでは話にならぬじやありませんか。与党の出席をこれからどんどんすすめる——いま若干入つてまいりましたが、委員長は努力をしてもらいたい。よろしいですか。

○羽田野委員長代理 承知しました。

○中村(重)委員 いま大臣の統一見解がなされたわけですが、この第十二条の後段の規定というのが前回の委員会の場合におきました。十二条後段については、いわゆる便宜主義的な点があると思う。その一つは、消費者の利益というふとを考えるのだ、中小売業の近代化その他、小売業の近代化活動の問題云々は、寄り合い百貨店等のことを配慮してという意味のお答えが実はあつた。そうなつてまいりますと、十二条後段と商業局長、第十二条の後段は、むしろショッピングセンター、こうした場合に、この十二条後段といなつておるような印象を企業局長の答弁からは私は受けたわけであります。そうではなくて、企業局長、第十二条の後段は、むしろショッピングセンター、こうした場合は寄り合い百貨店といいうのが多く適用されるという形になつていくのではないか。寄り合い百貨店の場合は高度化資金を使つて、そして共同店舗を設置する、組合が共同店舗をつくる、その中に組合員が入る、その組合員には、やはり近代化融資等をやらなければならぬという場合が出てくると私は考えるわけです。したがつて、十二条後段は寄り合い百貨店といいうのが中心ではなくて、デベロッパーであるとか、

そういうたいわゆるショッピングセンターといいうものが、むしろこの十二条後段を適用して、中に入る中小企業の近代化をはかつていくことということに重点が置かれていくのではないか、そのように思うわけです。したがいまして、せつかく、明快ではないといって大臣の前回の統一見解を削除されただけでありますけれども、先ほどの企業局長の答弁では、これと私は完全矛盾とは申しませんが、矛盾に近いものがあるというよう印象を受けるわけであります。その点をひとつ明確にしておいていただきたいと思います。

○山下(英)政府委員 おつしやるとおりでございまして、先ほどの私の板川先生への答弁におきまして、十二条後段に関する部分で、寄り合い百貨店というのを引用いたしましたことが誤解を招くおそれがありますので、その点を訂正させていただきます。

十二条後段は、正確に申し上げれば、大規模小売店舗となる建物に入居いたします中小売商についての特例を定めて配慮事項を明記したものであります。

十二条後段は、正確に申し上げれば、大規模小売店舗となる建物に入居いたします中小売商についての特例を定めて配慮事項を明記したものであります。

○中村(重)委員 それで了承いたします。

法制局はお見えですか。——いま質疑をいたしておりますこの大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の中に、いまお聞きの寄り合い百貨店が実は対象になるわけですね。寄り合い百貨店というのとは、中小企業振興事業団法に基づくところの資金が実は融資の対象となるということになるわけですね。寄り合い百貨店がダミー化したような場合、繰り上げ償還というようなことを考へることも可能だううと思いますが、今回のこの法律では、ある建物、大規模小売店舗と考えられるような建物の中に入つてくる小売商についての判断といふことになりますので、入つてくる際の判断といふことがあります。そこでまず第一に働くだろう、しかも、入つてくる際の小売商の実際の判断につきましては、七条、八条の規定について、先ほど関連して御答弁申し上げましたように、その際に周辺小売商への影響があるかないかの判断を十分いたしますので、その際に実質的にその資本系統等の審査をすることも考えられるかと思ひますが、入つて営業をやつておりますものを資本がどうか融資がどうか考へるということになりますれば、やはり中小企業振興事業団法の関係をこの法文の中に明記しておかなければいけないのではないかということになりました。

○羽田野委員長代理 お読み上げられました関連法律は、きわめて本法と直接的なものをあげた次第でございます。○中村(重)委員 そのような答弁は私は事実と矛盾すると思いますよ。私が読み上げましたものが直接的に関係がある、中小企業振興事業団法は間接的であるということが言えますか。それじゃ一つこれを説明をしていただいて、中小企業振興事業団法との比較をしていただきましょうか。寄り合い百貨店が本法の対象になる、しかし大臣の統一見解の中で明らかにされたように、ダミー化するといったような場合がこの調整の対象になつてくる、認めない、後日これが発見されたという場合、振興事業団法に基づいて繰り上げ償還をさせるわけです。そういう事態が発生をいたしますと本法に基づいて今度は届け出であるとか、あるいは勧告命令という調整行為が働くわけなんです。最も関係の深い法律が中小企業振興事業団法ということになるのではないかという感じ

間接である、したがつて必要がないのだ、私が読み上げたものは直接的なんだというようなことは、いささか寒々とにそぐわない答弁であると私は理解をいたしますが、そうではないのですか。

○山下(英)政府委員 間接、直接はあるいは語弊があるかもしませんが、実際的にはきわめて重要な関係がありますが、私が申し上げましたのは、きわめて形式的でございまして、参考条文で法律を並べておりますのは一から七まであります、そのうちの六法律は全部この提出原案でどこかに引用したり改正したりしてある直接的な関係でございます。それから一つの中小小売商業振興法は、今国会に同時に出したので直接条文に出てきませんけれども入れた、こういう形式的な関係でございます。

○中村(重)委員 私が指摘いたしますように、關係条文として中小企業振興事業團法をこれに入れなほうがよかつたと思っているのですが、入れないほうがよかつたと思っております。○山下(英)政府委員 先ほど来御討議いただきたよう、きわめて重要な関係がありますので入れたほうがよかつたと反省いたします。

○中村(重)委員 入るべきであるともう少しすなおに是非としてお認めにならなければむしろこの審議を混乱させるのです。落ち度がないといふことにはならない。入れなかつたからといつて、この法律案というものを私どもが審議をするについてこれを否定をするというような形のものではないわけであります。しかし、これほど関係を持ちます条文が参考条文として落とされている。にもかかわらず、これが間接であるから入れなかつたという積極的な拒否理由をおあげになるから私はこれを指摘せざるを得ないわけです。もう少し委員会の審議というもののをなめらかに行ないますためには、すなおな態度で対応していただきたいということを御注意申し上げておきたいと思います。

それから次にお尋ねいたしますが、お尋ねをいたします前に、大臣はきょうは十一時五十分ごろ

間接である、したがつて必要がないのだ、私が読み上げたものは直接的なんだというようなことは、いささか寒々とにそぐわない答弁であると私は理解をいたしますが、そうではないのですか。

○橋本政府委員 ただいま持ち合わせておりませんので至急取り寄せて御答弁申し上げたいと思います。

○中村(重)委員 大臣、私が聞いていただきたいと申し上げておりますのは、食堂は百貨店の売り場面積の外になつてゐるということです。そして外になつていますからその食堂をずいぶん広くとる、そしてあとでこの食堂をたとえば半分なら半分にすることだつてあり得るわけですね。そして三千平米なら三千平米の中にその食堂を半分にして入れるということがある。その場合はあらためてまた届け出等をなさなければならぬという、何と申しましようか、新增設の形式をとるわけです。きわめて複雑なやり方です。同時に、この食堂といふのは、百貨店の総売り上げの、私もここで資料を持つていておられます、相當な比率を占めていると私は思うわけです。これは外であるという点に問題があるといふことが一点あります。

○中曾根國務大臣 公取とはよく相談をいたしましたいろいろの法体系の間に矛盾がないように、また運用におきましてもお互いによく協調し合つて、そのおののの法の目的を發揮できるようになります。

○高橋(俊)政府委員 目下御審議願つておる通産省関係の法律案の大型小売店に対する規制の目的と、私どもの扱つておりますところの独禁法による百貨店に対する規制の目的と一〇〇%同じといふわけにはいかないんじやないかと思います。どう

いうのは、私のほうの、その経営を営む事業者がその唯一的な地位を乱用するというふうなことを中心に規制の対象としております。したがいまして、非常に小さな普通の専門店、小売店が寄り合ひ百貨店を形成したという場合には、これが資本的なつながりが全くない、それ 자체がどつつかと合う場合は対象になつてゐるのです。本法案の場合は食堂は外である。こういうふうになるわけです。こんなに相矛盾したことがあつてもよろしいのかどうかという点を私は問題視するわけ

の大筋としてはそう大きく隔つておりますが、しかし、大規模店というのは通産省の、何と申しましようか、大規模店の面積が三千平米、千五百平米、それ以上を調整をすると、いう形になるわけであります。独禁法は特殊指定に基づいてそれに対するところのいろいろな取り締まりをやっていくといふことになつてくるわけですから同一でなくともよろしいといふようなことも成り立たないとはいえないかもしれません。しかし、あまり好ましいことではないというように私は思うわけであります。ましてや本法律案を提案するにあたつて公取と何らの相談がなされていないということも、やはり私は適当な措置ではなかつたのではないかという感じがいたします。今後の行政運営の委員長にそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 一〇〇%同じでなければならぬといふように私は考へないのであります。公正取引委員会は、公正競争という立場から特殊指定をやつて取り締まりをやつていかれるということになる。

○中曾根國務大臣 お尋ねをいたしました

の問題でござりますが、まず伊勢丹の問題でござ

用があるという連絡を受けたわけですが、適當な時間に御退席になつてけつこうでござりますが、しかし次に質疑をいたします一、二問だけはお聞きたいと思います。

食堂は百貨店、大規模店——むしろこの食堂といふのは百貨店が中心であろうと思うのでありますけれども、総売り上げの何%程度を占めているんでしょか。

○橋本政府委員 ただいま持ち合わせておりませんので至急取り寄せて御答弁申し上げたいと思ひます。

○中村(重)委員 大臣、私が聞いていただきたいと申し上げておりますのは、食堂は百貨店の売り場面積の外になつてゐるということです。そして外になつていますからその食堂をずいぶん広くとる、そしてあとでこの食堂をたとえば半分なら半分にすることだつてあり得るわけですね。そして三千平米なら三千平米の中にその食堂を半分にして入れるということがある。その場合はあらためてまた届け出等をなさなければならぬという、何と申しましようか、新增設の形式をとるわけです。きわめて複雑なやり方です。同時に、この食堂といふのは、百貨店の総売り上げの、私もここで資料を持つていておられます、相當な比率を占めていると私は思うわけです。これは外であるという点に問題があるといふことが一点あります。

○高橋(俊)政府委員 目下御審議願つておる通産省関係の法律案の大型小売店に対する規制の目的と、私どもの扱つておりますところの独禁法による百貨店に対する規制の目的と一〇〇%同じといふわけにはいかないんじやないかと思います。どう

いうのは、私のほうの、その経営を営む事業者がその唯一的な地位を乱用するというふうなことを中心に規制の対象としております。したがいまして、非常に小さな普通の専門店、小売店が寄り合ひ百貨店を形成したという場合には、これが資本的なつながりが全くない、それ 자체がどつつかと合う場合は対象になつてゐるのです。本法案の場合は食堂は外である。こういうふうになるわけです。こんなに相矛盾したことがあつてもよろしいのかどうかという点を私は問題視するわけ

の大筋としてはそう大きく隔つておりますが、しかし、大規模店というのは通産省の、何と申しましようか、大規模店の面積が三千平米、千五百平米、それ以上を調整をすると、いう形になるわけであります。独禁法は特殊指定に基づいてそれに対するところのいろいろな取り締まりをやっていくといふことになつてくるわけですから同一でなくともよろしいといふようなことも成り立たないとはいえないかもしれません。しかし、あまり好ましいことではないというように私は思うわけであります。ましてや本法律案を提案するにあたつて公取と何らの相談がなされていないということも、やはり私は適当な措置ではなかつたのではないかという感じがいたします。今後の行政運営の委員長にそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 一〇〇%同じでなければならぬといふように私は考へないのであります。公正取引委員会は、公正競争という立場から特殊指定をやつて取り締まりをやつていかれるということになる。

○中曾根國務大臣 お尋ねをいたしました

の問題でござりますが、まず伊勢丹の問題でござ

の問題でござりますが、まず伊勢丹の問題でござ

員をなくしていきたいという計画であつたけれども、これを二年に縮めるつもりである、そういう線でいま納入業者と協議をしておる、こういう申し出がございました。

私どももいたしましては、ひとり伊勢丹に限りませんで、現在の百貨店に対します特殊指定、これから見まして、まだ現在の手伝い店員の状況はその規制が十分守られておらないという状況でございますので、今後すべての^{新規}百貨店につきまして、六号の規定によりまして^{新規}競争を要するものはやむを得ませんけれども、それを除いたものにつきましてはできるだけすみやかに手伝い店員をなくしていくという方向で指導をしたいと思つておるわ

けでございます。
○中村(重)委員　百貨店に対する独禁法及び景表法の規制、これがまことに不充分だと私は考えているのですが、この規制の状況はどうなつてあるのですか。

百貨店の特殊指定の八号に景品の提供についての規制の規定がござります。これによりまして、百貨店は原則といたしまして商品の購入を条件としてはいかなる景品提供もできない、これが原則ということになつております。もちろん例外的に周辺の小売店でやつておるものと全く同じもの、あるいは周辺で小売店が一斉に景品つき販売をやる場合には、それと実質的に同じ条件のもの、こういうようなものは例外として認められておりますけれども、あとは原則として景品つき販売を禁止をするということになつておるわけでございます。こういうことによりまして景品についての規制はなされております。

それから表示の問題でござりますけれども、この表示につきましてはいろいろ個別の問題がございまして、こちらから警告を出したケースが過去においても一、二ござります。たとえば正絹と表示し、あるいは絹一〇〇%と表示しておる帶締めとかいうようなものにつきまして、実際には合成

織維がまさつておるというような組成分につきましての虚偽の表示がなされておる、こういうようなケースもございました。また、大蔵省払い下げでダイヤモンドを販売する、その場合に大蔵省から払い下げたものであるかどうかは弁別がつかないというようなケースもございまして、こういういろいろなケースが最近出てきておりますので、表示の適正を期するという点から公正競争規約をつくらせるように現在指導をいたしております。

○中村(重)委員 むずかしい場合もあるといふことはわかるわけであります。昨年八月でしたか、百貨店で販売していた和装用品の不当表示、これに対する公取は警告処分をしているようになります。いまお答えのとおりです。ところが、公取の資料等から私ども見ますと、この種の事件といふものは当然排除命令を出すべきではなかつたか。これを警告処分に付したのはどういうことからですか。

○熊田政府委員 これは当時委員会におきましていろいろ慎重に審議がなされたわけでございますが、これはやはり百貨店の公平を期するという面もございます。といいますのは、実際にはほとんどすべての百貨店におきましてこういうような表示が行なわれておるようでありますけれども、実際に私ども公取が把握いたしましたのは、つまり試買をいたしましたのは、そのうちでほんの一部でございました。そういうような点で公平の点に問題もございましたし、それからその組成分について全く網が入つておらないというようなケースはほとんどございませんで、大部分が合成織維がまざつておる、こういうようなケースでございまして、その場合にそれでは何%まざつておればそれは排除命令に相当するか、あるいは警告に相当するかというような点も、非常に判断のむずかしい点もございました。まず公取をいたしまして

は、これは最初の事例でもござりますので警告をいたしまして、それでも直らないという場合には排除命令をするのが適当であろう、こういう判断から警告をいたしましたがございます。

○中村(電)委員 公取の検査結果が発表されるわけですね。ところが、申し上げたように警告を出している。いまのようになかなかむずかしいといつたら排除命令はなかなか出せないですよ。あなたのほうのやり方はおざなりだ。もっと厳正な態度で消費者利益を守つていいということでなければならぬと私は思う。今後は厳正十分に法の運用をはかつていくという点を強く求めておきたいと思います。

公取委員長にお尋ねをいたしますが、委員長が御出席でない当委員会におきまして、本法案の对象になりますものが従来の百貨店だけではなくて大型スーパー等が今度入ってくることになりますが私の、百貨店と同じようによく本法案の対象となる大規模小売店舗は特殊指定にする必要があるのですがないかということに対しまして、これを検討するところであるがなされているわけであります。委員長のお考え方にはいかがでございましょうか。

それは一体として一つの業者が行なっているのと同じであるというふうにみなせますが、これは今までの特殊指定の中に取り込んでしまうというような方向で検討してみたいと思つております。大体そういう方向にすればほとんど落ちこぼれはないというふうに考える次第でござります。

○中村(重)委員 時間の関係もあり、これで質問を終わりますが、本法律案を審議をしてまいりましたが、政府側の答弁にきわめて不明確な点があつた。私の質問に対しまして大臣の統一見解を一度まで出さざるを得なかつたということ等、十分反省をしていただきたい。問題は、今後の法の運用が私はきわめて重要であると考えます。省令の改正も行なわれなければなりません。中小小売業者との共存共栄、消費者利益、これらの点に十分ひとつ法の運用に遺憾なきを期して、この法律案が有効に働くことができるよう政府の一そうの努力を期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

文
午後二時二十七分開議

質疑を続行いたします。野間友一君。

設が許可制になつておるわけですけれども、これが今度は届け出制というここに変更されるわけであ

ですが、この許可から届け出とした理由は何なのかな。
どうやら「さくら」がうまくお同い人だと想うのです。

○山下(英)政府委員 現百貨店法は企業でどちらままで、一定基準以下の店を持つておる企業を百

と
貨店としてどうえまして、その企業数は実際13は
二百前後でござりますが、その企業が売り場面積

を新増設する場合には一件一件許可をする。こういうたてまえでござります。言つてみれば、企業

行政として、しかも新増説を原則禁止で語られてし

は、これは最初の事例でもござりますので警告をいたしまして、それでも直らないという場合には排除命令をするのが適当であろう、こういう判断から警告をいたしたわけでございます。

○中村(電)委員 公取の検査結果が発表されていわけですね。ところが、申し上げたように警告である。排除命令は出していない。いまのようになかなかむずかしいといつたら排除命令はなかなか出せないですよ。あなたのほうのやり方はおぞなりだ。もっと厳正な態度で消費者利益を守つていくということでなければならぬと私は思う。今後は厳正十分に法の運用をはかつてしていくという点を強く求めておきたいと思います。

公取委員長にお尋ねをいたしますが、委員長が御出席でない当委員会におきまして、本法案の对象になりますものが従来の百貨店だけでなく大型スーパー等が今度入ってくることになりますが、私の、百貨店と同じよう本法案の対象となる規模小売店舗は特殊指定にする必要があるのではないかということに対しまして、これを検討するという答弁がなされているわけであります。委員長のお考え方方はいかがでございましょうか。

○高橋(後)政府委員 今回大型小売店舗ということで、従来いわゆるスーパー・マーケットといわれるようなものが百貨店と同じような建物規制を受ける。百貨店も届け出制であるといつしまして同じランクになつたわけでございますが、この地会に私どもとしましても、従来はいろいろな形で実際には百貨店の私どものほうで規制しております建物の大きさに達しないような方法でのがれているスーパー・マーケットがかなりあつたと思いたのですが、実態に即しまして——もちろんいま形ののでもうすでに大型小売店舗である、百貨店同様であるというふうなのもも実質的にはあると認められます。そういうものは、いまの私どもの考え方では、原則的には、先ほど私も申しましたほどのうどんの意味での小さな業者の寄り合い百貨店であります。そういうものを除けば、いまの三千平米とか千平米とく百平米というものの解決は、私のほうで実質的に

それは一体として一つの業者が行なっているのと同じであるというふうにみなせますが、これはほんの特殊指定の中に取り込んでしまって、どうような方向で検討してみたいと思つております。大体そういう方向にすればほとんど落ちこぼれはないというふうに考える次第でござります。

○中村(重)委員 時間の関係もあり、これで質問を終わりますが、本法律案を審議をしてまいりましたが、政府側の答弁にきわめて不明確な点があつた。私の質問に対しまして大臣の統一見解を二度までに出さざるを得なかつたということ等、十分反省をしていただきたい。問題は、今後の法の運用が私はきわめて重要であると考えます。省令の改正も行なわれなければなりません。中小売業者との共存共栄、消費者利益、これららの点に十分ひとつ法の運用に遺憾なきを期して、この法律案が有効に働くことができるよう政府の一そその努力を期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時三十七分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。野間友一君。

○野間委員 現行の百貨店法では新設あるいは増設が許可制になつておるわけですから、これが今度は届け出制ということに変えられるわけですが、この許可から届け出とした理由は何なのかなということからまずお伺いしたいと思うのです。

○山下(英)政府委員 現百貨店法は企業でどちらも販店としてどらえまして、その企業数は実際には二百前後でござりますが、その企業が売り場面積を新增設する場合には一件一件許可をする、こういうたてまえでございます。言つてみれば、企業行政として、しかも新增設を原則禁止で許可では

ずしていく、こういうことでございます。これに対する対して今度はスーパーその他大規模小売店舗を法の対象にしようということで研究いたしました結果、まず一定基準以上の小売を営む建物を対象にしなければいかぬということござりますが、大きな建物を建てるということを原則禁止で許可で許していくということは少し無理があるのじやないか。それから今度その中で小売業を営もうとする者、これにつきましても一定基準を設けて、それから先、それを越えるものは届け出をしてもらつて、そして大きな小売面積を新しくつくつて営業をすることは差しつかえないが、その場合に、法の趣旨である周辺の中 小売商業と摩擦を生じる場合にはこれを規制していくというたてまえにしたほうが、今回の新しい法律の目的 趣旨から規制対象から見て適しておると判断したわけござります。

○野間委員 私がお聞きしたのは、実質的な理由

についてお聞きしておるわけです。要するに、許可制というのは当事者が官庁に手続をして、それ

に対して何らかの官庁の行政処分が必要になるわ

けですね。ところが、届け出制の場合には、許可制か

ら届け出制にした実質的な理由は何なのか、こう

いうことをお聞きしておるわけです。

○山下(英) 政府委員 一般的に、それが禁止され

るということが届け出制に変ることによってな

くなります。したがつて、基準以上の店舗をつく

らうとする場合でも手続に従つて届け出を出す。

そして政府側から三ヶ月以内に、審査の結果これ

を変更すべしといふことがなければ、そのまま自

由に計画を実行できることになります。したがい

まして、いまではおよそ百貨店の新增設はすべ

て許可が必要たのですが、今回は法の趣旨に沿つ

て、場合によつては住宅地域に新しくスーパーが

進出して、それが近隣消費者の利益になる、かつ

中小小売業には圧迫にならないというような場合には、届け出を出して、そのまま自由に計画を実行できるという効果になります。したがいまして、原案でねらっております点も、いい、消費者のためになる、かつ流通近代化に役立つ範囲の大型店舗は自由にしてもらおう、こういう意図が含まれております。

○野間委員 そうしますと、百貨店についていいますと、従前の許可制が今度届け出制ということ

で手続が緩和された、こういうふうに見ていいわけですね。

○山下(英) 政府委員 手続的には従来の百貨店も

まず届け出を出します。しかし七条、八条にござ

いますように、それは審査を受けますから、その百貨店の進出が、従来にもありましたように、そ

の地元で問題が起きる場合には、今度は審査後は従来の許可制と同じ効果を持つようになります。

○野間委員 そこまで回りくどく言わなくとも、一般的に考えて許可と届け出は違うわけです。先

ほど申し上げたとおりなんです。すなにお答えになつたら時間が省かれますが、要するに、百貨店

については従前は許可制だたれども、それが届け出制になつた、これは緩和された、当然のことだと思うのですが、この点について確認を求めておるので。私はいわゆる条件、事前審査、

そういうことはいま聞いておりません。

○山下(英) 政府委員 百貨店も届け出でけつこうでございます。

○野間委員 けつこうだから緩和されたというふうにどうしてなおお答えにならないのか。こ

の産構審の「流通革新下の小売商業」、この中に

も八二ページのところに書いてあります、「現

行百貨店法は緩和すべきである」、それからなお、

八五ページには「届け出制に移行する場合でも、大型小売の大規模小売店の新增設が特定の地域で

集中的かつ大規模に」行なわれておるということ

で、許可から届け出制に緩和される。緩和されま

すと、これが「特定の地域で集中的かつ大規模に」行なわれるというような内容がこれに記載されて

おります。こうしたことからしても、要するに、

許可から届け出になることは緩和であり、それによって百貨店が今まで以上に進出する、

では三千平方、その他では千五百平方、これについては従前の百貨店法と変わりないわけですか。

そういう条件ができたというふうに私たちは理解しております。これはおそらくそのとおりだ、この本にもその趣旨のことが書いてありますからそ

のとおりだと思いますが、もう一度その点について、念のためお答えいただきたい。

○山下(英) 政府委員 とくともうおわかりのことだと思いますので、結論を端的に申し上げれば、

従来の許可制が届け出制になつたという範囲では緩和になつております。

それから答申を引用なさいましたが、きょう午前中も答弁申し上げましたように、答申をいただ

いてからできるだけそれに沿うよくな原案をつく

りましたが、そこにありますように、大規模店舗が集中して問題を起こす特別な極端な場合に届け出を受けてもこれを審査して許可変更をして

いることがあります。

○野間委員 それが八五ページにも続けて書いて

あるんですよ。「そのような大規模店舗新增設について勧告、措置命令等を発動しうる余地を残して

おく必要があろう。」確かにこの点についても言及してあるわけですね。ですから、結局届け出と

いうことで、許可制から今度は緩和され、そして届け出をした場合に、特別の事情があれば勧告等

の一つの措置が例外としてとれる、こういう一つの歯どめがあることは私は否定しないわけですが、

基本的に許可と届け出の点についていまお聞きし

たわけです。

○橋本政府委員 経緯的にはただいま申し上げた

ようなことでございますが、当面この程度で適當と考へております。

○野間委員 スーパーの店舗面積、売り場面積、

これの最適規模は一体どのくらいなのか、お答え願いたいと思うのです。

○橋本政府委員 いわゆる最適規模というのは、

商業、工業にかかわらず非常に算定が困難かと思

います。ただ、先ほど先生が御引用になられまし

た流通部会の答申の中に、セルフサービス方式の

場合には千ないし千五百平米の規模において単位

当たり面積、あるいは一人当たり販売高が一番高く

出でるという表現があることは事実でございま

す。

○野間委員 いまお答えになつたわけですが、確

かに五一ページによりますと、これはスーパーの

場合ですが、千から千四百九十九平方、千五百と

は書いてないのですよ。千四百九十九平方、この

ものが「売場面積当たり、従業員当たり販売額が

最も大きく、営業経費率も最も低くなつており、

一つの最適規模を示している。」こういうふうに、

いま引用しました産構審の報告書には出でるわ

けですね。そうしますと、最適規模であるこれら

のものが今度の規制の対象にはならない、こうい

うことになるわけですね。この点について事実の

確認を求めるといふ思います。

○橋本政府委員 おつしやるとおり、届け出の対

象にはなりません。

○野間委員

そうしますと、要するに、この法案

の立法趣旨の中には、中小売商の保護というの

があるわけですが、スーパーの最適規模であるこ

とが規制されないということについて、通産当局

が那辺にあるか、どの程度の規模になればこの格差を法的に補完是正する必要があるかという観点から本件を判断いたしたいと思います。

ただいま申し上げましたように、なるほど千ないし千五百平米におきましては、単位面積当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、あるいは一人当たり売り上げ高というのは最高額になつております。ただ、売り上げ高が単位当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、先生の御引用になりましたのは、三百平米以上のセルフサービス方式ということです。

ンビニエンスストアとして中小企業庁が指導しております百ないし三百平米、このあたりの規模のほうがむしろ単位当たりの売り上げ高から申し上げますと数字としては高いといつたような現実がござりますので、必ずしも一人当たりあるいは単位面積当たりの販売額が大きいからといって、そこに調整の対象を区別するということは、現実問題としては困難かと思います。

試みに申し上げますと、チエーンストアの上位、大手十社が昨年の三月以来約一年の間に出店いたしました数は百四十三件でございます。この百四十三件の中でも、先生の御指摘による千ないし千五百平米に属する店舗の数は九件でございます。一割にも満たない、こういった事情にあることをわれわれなりに解釈いたしますと、やはり消費者ニーズにこたえるためには、少々回転率が悪くとも、商品展開を広くする必要があるのじやなかろうか。そうなれば、売り場面積一平米当たりあるいは従業員一人当たりの売り上げ高というのは当然減つてまいるわけでございます。ただ、そういったことによつて、消費者に対してワンストップショッピングの機会を与えるといったような形、あるいは少々回転率は低くとも高率のマージンが期待できるといったような品物も展示するといった必要性から、だんだん規模が拡大していっているのじやなかろうかと解釈するわけござります。さようなくら千ないし千五百平米というのは、物理的な見ますと、平均値で見ますと三百平米以上のセルフサービス方式をとる店に處おいては最も高い

数字が出ております。いわゆる大規模小売店舗といたしまして規定いたしまして、中小売商業者との間に競争条件の差異があり、したがつて、そ

こを調整してまいりる必要があるということにはならないのではなかろうか。さような観点から、從来どおりの三千ないし千五百平米というものを基準面積に採用したわけでございます。

○野間委員 この前の井狩参考人と私との質疑に先ほどから質疑が展開されておりますけれども、

いざれにしても千から千四百九十九、これは一つの最適規模、こういうふうになつてゐるわけですね。したがつて、おそらくスーパーが、これらの

届け出、つまり基準面積以下、これはともかくとして、届け出制を免れようとすれば、しかも最も効率的なこのようない売り場面積で地域で営業できることになると思うのです。そうだといたします

ことになると思うのです。明らかだと思つて、これに対するは、何ら規制の対象にならぬといふことになると思うのです。そうだといたします

ことになると思うのです。明らかだと思つて、これが効率がいいからできますよ。しかも、いま申し上げたような百貨店系列のスーパーがほ

とんど規制の対象にならぬ、こうなりますと、周辺の中小売商、これらはたいへんな打撃を受け

ることは事実だと思います。明らかだと思つて、一体このような売り場面積、いまの最適規模で、これらの周辺の中小売商、これらが影響を受け

ることになると思うのです。明らかだと思つて、これらは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

むしろ百貨店並みに、百貨店サイドにスーパーを引き上げて許可制にする、しかも、この店舗面積も、それぞれの地域の特性によつて、さらに従前

の百貨店の売り場面積をむしろきびしく規制していくという態度が必要であつて、従前の売り場面積を踏襲するということは、私は中小売商に

誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの法案をつくられたとしたら、これはもう大きな

誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの

法案をつくられたとしたら、これはもう大きな誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの

法案をつくられたとしたら、これはもう大きな誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの

法案をつくられたとしたら、これはもう大きな誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの

法案をつくられたとしたら、これはもう大きな誤りだと思つてます。許可制を届け出制にした、これは緩和になるわけで、したがつて私たちは、

中小零細企業が最も深刻な打撃を受けることは当然だと思つてます。そのような多少の影響はあるとしても大したことないという考え方でこの

根拠のある規制はやつておらなかつたわけでござります。したがいまして、将来の店舗展開がどうなるかという問題がございますが、現在の時点にいたしまして規定いたしまして、中小売商業者との間に競争条件の差異があり、したがつて、それが那辺にあるか、どの程度の規模になればこの格差を法的に補完是正する必要があるかと、この観点から本件を判断いたしたいと思います。

ただいま申し上げましたように、なるほど千ないし千五百平米におきましては、単位面積当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、あるいは一人当たり売り上げ高というものは最高額になつております。ただ、売り上げ高が単位当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、先生の御引用になりましたのは、三百平米以上のセルフサービス方式ということです。

ンビニエンスストアとして中小企業庁が指導しております百ないし三百平米、このあたりの規模のほうがむしろ単位当たりの売り上げ高から申し上げますと数字としては高いといつたような現実がござりますので、必ずしも一人当たりあるいは単位面積当たりの販売額が大きいからといって、そこに調整の対象を区別するということは、現実問題としては困難かと思います。

試みに申し上げますと、チエーンストアの上位、大手十社が昨年の三月以来約一年の間に出店いたしました数は百四十三件でございます。この百四十三件の中でも、先生の御指摘による千ないし千五百平米に属する店舗の数は九件でございます。一割にも満たない、こういった事情にあることをわれわれなりに解釈いたしますと、やはり消費者ニーズにこたえるためには、少々回転率が悪くとも、商品展開を広くする必要があるのじやなかろうか。そうなれば、売り場面積一平米当たりあるいは従業員一人当たりの売り上げ高というのは当然減つてまいるわけでございます。ただ、そういったことによつて、消費者に対してワンストップショッピングの機会を与えるといったような形、あるいは少々回転率は低くとも高率のマージンが期待できるといったような品物も展示するといった必要性から、だんだん規模が拡大していっているのじやなかろうかと解釈するわけござります。さようなくら千ないし千五百平米というのは、物理的な見ますと、平均値で見ますと三百平米以上のセルフサービス方式をとる店に處おいては最も高い

○橋本政府委員

現状におきまして地元の中小

売商業者とトラブルないしは紛争を起こしておりおるかと思います。したがいまして、後ほど触

りますのは、かなり大きな規模、大体売り場面積が一千平米をこえるようなケースでございます。しかしながら、だんだん規模が拡大していっているのじやなかろうかと解釈するわけござります。さようなくら千ないし千五百平米というのは、物理的な見ますと、平均値で見ますと三百平米以上のセルフサービス方式をとる店に處おいては最も高い

数字が出ております。いわゆる大規模小売店舗といたしまして規定いたしまして、中小売商業者との間に競争条件の差異があり、したがつて、それが那辺にあるか、どの程度の規模になればこの格差を法的に補完是正する必要があるかと、この観点から本件を判断いたしたいと思います。

ただいま申し上げましたように、なるほど千ないし千五百平米におきましては、単位面積当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、あるいは一人当たり売り上げ高というものは最高額になつております。ただ、売り上げ高が単位当たり多いか少ないかという点だけ申し上げますと、先生の御引用になりましたのは、三百平米以上のセルフサービス方式ということです。

ンビニエンスストアとして中小企業庁が指導しております百ないし三百平米、このあたりの規模のほうがむしろ単位当たりの売り上げ高から申し上げますと数字としては高いといつたような現実がござりますので、必ずしも一人当たりあるいは単位面積当たりの販売額が大きいからといって、そこに調整の対象を区別するということは、現実問題としては困難かと思います。

試みに申し上げますと、チエーンストアの上位、大手十社が昨年の三月以来約一年の間に出店いたしました数は百四十三件でございます。この百四十三件の中でも、先生の御指摘による千ないし千五百平米に属する店舗の数は九件でございます。一割にも満たない、こういった事情にあることをわれわれなりに解釈いたしますと、やはり消費者ニーズにこたえるためには、少々回転率が悪くとも、商品展開を広くする必要があるのじやなかろうか。そうなれば、売り場面積一平米当たりあるいは従業員一人当たりの売り上げ高というのは当然減つてまいるわけでございます。ただ、そういったことによつて、消費者に対してワンストップショッピングの機会を与えるといったような形、あるいは少々回転率は低くとも高率のマージンが期待できるといったような品物も展示するといった必要性から、だんだん規模が拡大していっているのじやなかろうかと解釈するわけござります。さようなくら千ないし千五百平米というのは、物理的な見ますと、平均値で見ますと三百平米以上のセルフサービス方式をとる店に處おいては最も高い

数字が出ております。いわゆる大規模小売店舗といたしまして規定いたしまして、中小売商業者との間に競争条件の差異があり、したがつて、それが那辺にあるか、どの程度の規模になればこの格差を法的に補完是正する必要があるかと、この観点から本件を判断いたしたいと思います。

う情報もあるのではないかと思うのです。でありますから、一応その基準でいって、今後流通界に大きな変化が起るとか、お客様の方向に大きな変化が起るとか、そういうものがありまして、われわれもその事態に応じて法を再検討するという考え方を十分持つていきたいと思っておりますし、また、この法を運用する上におきまして、中小企業のはうの擁護ということは一貫して流れておる考え方でありますし、また、この委員会におきまして皆さま方の御質問もそういう角度からの御質問、御検討が非常に多くございまして。そういう点も私たちはよく踏まえまして、法の運用に遺憾なきを期していきたいと思っております。

して將來もし検討する必要があれば検討するにや
ぶさかでない、こういう弾力的な態度でいきたい
と思います。

きいのがたくさんありますけれども、結局スーパーにしてみれば、このようなものが最適規模だということで、こういう店があつちこつちでておる

いは共同仕入れといったような面で緊密な関係を結んでいった
都市百貨店と地方百貨店との間に結んでいたのであります。一応當方で調べましたところ

○野間委員 大臣、そういう答弁をされますけれども、実際私はあちこち現地の声も聞いてみたのですが、これがこのまま通り通るというとたいへんなことになるという声もあちこちで聞くわけです。ですから、おそらくこの法案が通りますと、私はいろいろな問題がたくさん出てくると思うのです。そういうような考え方で対処されると私はたいへんなことになるということを警告したいと思うのです。しかも、先ほども若干あげましたけれども、大丸社長の井狩さんの話にもあります。したけれども、要するに百貨店がどんどんスーパー業界に進出している、しかも大部分がこの最適規模、この店舗である。こういう実態をどのようにお考えになるのか。この前にも引用して質問したのですが、百貨店協会が「関係小売企業調査報告」というのを出しておるわけです。これは昨年の五月です。表には秘密の「秘」と書いてあります。これはどこでも入手できます。これによりますと、百貨店系列は非常に数が多いのですが、百十五社がこのアンケートに回答があつて、そのうちの五十四社が関係小売企業を持つておる。しかも、関係小売企業の数が百三社。こういうことから書き出してあります。百三社の関係小売企業店舗の数が五百三十七店、結局一社平均が五・二店を持つておる。五十店以上持つ百貨店が二社ある。こういうことがあるわけですね。しかも、売り場面積は一店の平均が千二百四・一平米、六大都市では一千三百六十二・七平米、六大都市以外の都市では八百九・五平米、こういうことになつておるわけです。ですから、百貨店系列のスーパー、大量販売店、これらについては、ほとんどこれは規制の対象にならぬと思うのです。これは一つには、先ほどから産構審の答申を引用しておりますように、この程度のものがやはり効率が最もいいということがあるからこそ、こういうような売り場面積になつておると思うのです。百貨店はずうたいの大

○中曾根國務大臣 一面におきましては、やはりお客様の利便ということも考える必要があります。法案の中にもそういうことが書いてあります。でありますから、公正競争ということを確保して、ただ独占法に違反するような強者が優位を持つて弱者を圧迫するということがないように、これは先般来いろいろ派遣店員とか、その他の問題でも御質問がございました。そういう点は厳重に規制をしつつ、やはりまた一面において、お客様の便利あるいは低廉なる物資の供給ということも考える必要がありますので、しばらく様子を見ていてください、こういうように思うわけでございます。

○野間委員 しかし、効率のいいのがちょうど抜け穴のところにみな集中しておる。しかも、いま申し上げたように、百貨店の系列のスーパーが最もそこにはいっておる。これからどんどんこれが出てくると私は思うのです。ですから、そういうふうな考え方の方は、私は率直に申し上げて甘い、こう言わざるを得ないと思うのです。

そこで、産構審答申の中に大手の百貨店、それから中小スーパー、これらが地方都市の百貨店あるいは中小スーパー、この系列化の傾向があるといふ事実が指摘されております。この実態は一体どういうものであるのか、具体的にひとつ御指摘を願いたいと思うのです。

○橋本政府委員 大手スーパーが地方スーパーと業務提携をやっていくということになると、ことにつきましても、あるいは地方百貨店にいたしましても、そうした都市の大手百貨店の信用を自分の店にもつけたいといったような感触もあるかと思いますし、ある

十六社程度あると理解いたしております。

○野間委員 さらにこの産構審によりますと、大手のナショナル・スーパー・チェーン、それから中堅の地方スーパー、それに、それから小型スーパー、これらの中間の企業規模の格差の増大、これに伴う縦の系列化、横の提携の進展、これらが見られるようになろうという指摘が、これは五一ペーパーにあるわけですね。しかも、これらの前に、五一ペーパー・インテグレーション、これによる生産部門の利益の取り込み、こういう指摘もあるわけですけれども、このいわゆるバーティカル・インテグレーション、これらの具体的な例ですね。これによつて企業は垂直統合というふうに訳すると思うのですけれども、このように大手がずっと中小を系列化していく、あるいはスーパー同士、同じように百貨店、スーパーがそうやっていく。それによつて企業の規模が非常に格差が大きくなる。縦、横、十字文字にこのようにからめて系列化させている。こういうような現象、実態がいまの産構審でも指摘されておりますが、具体的にどことどこはどう交差して、どう系列化されておるか。先ほど九十五社という指摘がありました、これについて具体的にひとつここで答弁願いたい。もしもすべてについて答弁ができないければ、資料としてひとつ本委員会に提出されたいということを要求したいと思うのですが、どうですか。

引用したのですが、例の日経流通新聞、この編集によりますと「豊かな時代の流通戦略」の中で出でるわけですね。しかもこれによると、先ほど御指摘申し上げた百貨店や大型スーパーの系列化、ここに商社がからんでくるわけですね。商社がこの世界に入つてくる。これが一つの大きな特徴ですが、これは神崎委員もたしか本委員会で質疑をしたと思います。三菱商事、これは昭和四十四年には西友ストアと契約して、そして西友に二百億円融資しておる。西友が仕入れる商品の二〇〇%を三菱が扱う。それから大手の食品問屋、これは広屋というそうであります。ここに資本参加をして、問屋を通じてスーパーを支配している。さらには伊勢丹との折半出資で丹菱開発をつくりまして、大規模ショッピングセンターの開発、運営、こういうものに当たつては、この三菱の系列はこういうふうになつておるわけですね。それから三井物産が昭和三十年代にスーパー対策委員会、これをつくりました。四十年には一〇〇%出資で第一スーパーをつくつておる。それから問屋の系列化としては、物産食品販売、エフワン、こういうものの系列化している。エフワンは、これは織維ですね。それから名鉄百貨店、これとラファイエットの提携をあつせんして、物産はラファイエット社からの織維製品の輸入を担当するということで、ここに入つておる。それから丸紅、これはダイエースターへ向け専門の配達会社エンゼル、これをつくつておる。これ以後丸紅織維流通センター、これをつくつておるわけですね。そしてスーパーへの商品供給、これをやつておる。また緑屋、これにも資本参加をしている。それから伊藤忠商事、これはマイマートというスーパーを直営しておる。それから伊藤忠織維流通センター、こういうものもつくりまして、これは西友ストアなどへ商品供給をしている。それからレナウンニシキ、織維問屋、これを系列化している。それから合弁会社マグニン・ジャパン、これをつくりまして、ダイエー

あるいは伊藤忠それからマグニン、これらが合弁会社をつくつておる。それから住友商事、これがサミットストアですか、これは一〇〇%出資。日商岩井が高島屋グループと提携している。こういうふうに商社は、百貨店あるいはとりわけスーパー、この業界にたとえば資本参加、それから問屋の系列化、配送センター、流通センター、これによる供給面からスーパーを系列化している、それから百貨店と提携して直接進出する。こういうようなことが非常に顯著であるわけですが、このほかにもスーパーへの融資、それから店舗設備のリース、これらの形で大商社のスーパーの系列化、こういうものが進められておるということがこの引用しました資料の中に書いてあります、こういう実を通産省は把握しておるのかどうか。これはいま指摘申し上げた日経流通新聞の中に記載があるわけですが、どうですか。

○橋本政府委員 ただいま御指摘のような方向にあるということは当方でも承知いたしております。具体的に一体総合商社が関係のスーパー等にどの程度納入しているか、一二三の例につきまして申し上げますと、A社の場合には年間の仕入れ総額が八百四十億程度ございまして、それに対する総合商社からの直接取引は十五億五千万、一・八五%、二%弱という数字が出ております。それからB社のケースにつきましては、四十七年度の仕入れ総額が二千五百八十億、これに対しまして総合商社からの仕入れ総額が七十七億、比率にいたしまして三%程度になつておりますが、商社の直接納入の大ないものでもせいぜい数%程度ではなかろうかと思います。それから先生の御指摘のあつた商社の息のかかつた問屋との関係でも、高いものでせいぜい一割前後ではなかろうか。さよう見えておりまして、系列化の方向はだんだん出てまいつてはおりますが、流通部会の答申にもございますように、将来の方向として一応提言と申しますか、系列化の方向は出てきつづはございますが、まだその行為が目に余るほど大きく、たとえば先ほど

○野間委員 これは別の資料ですが、ことしの一月五日の日経流通新聞に、特集、塗りかわる流通地図、こういう報道がなされております。これは都市銀行の流通融資系列、それから主要商社の流通業との関係ということで、多少これについても指摘を申し上げざるを得ないとと思うのですが、三菱が西友、ジャスコ、ニチイ、長崎屋、オーチー、伊勢丹、これは株式の保有、それから融資、リース、商品供給、人材派遣、こういう形でかかわつておるということ、それから三井物産がダイエー、西友、ニチイ、長崎屋、イトーヨーカ堂、いづみや、東光ストア、丸紅がダイエー、ジャスコ、長崎屋、イトーヨーカ堂、いづみや、東光ストア、緑屋、十字屋。伊藤忠がダイエー、西友、ニチイ、長崎屋、イトーヨーカ堂、それからいづみや、東光、サニー。日商岩井がダイエー、いづみや、東光。兼松江商がニチイ、長崎屋。住商がニチイ、いづみや、サミットストア。トーメンがダイエー、長崎屋。蝶理がダイエー、ジャスコ、イトーヨーカ堂。日綿実業がダイエー、長崎屋。このようないふこの新聞は指摘しておりますが、このそれぞれのなかわり合いが、先ほど指摘申し上げたように株式の保有やあるいは商品供給、それから融資、リース、人材派遣、こういう形で一つの表が出ておりますが、これによると、ほとんどの総合商社がそれぞれスーパーと非常に深いかかり合いを持つておる。私たちは、最初、大手の百貨店あるいはスーパー、これらが中小のスーパーあるいは百貨店を系列下におさめてそしてシェアを握る、こういう方向で動いておるというふうに考えておったのです。ところが、いろいろ調べてみますと、それだけではなくしに、その背後にはやはり商社がある。商社が、何のことはない、このようなスーパーに対する系列化支配、こういうものをいま盛んに強めておるということが先ほどの資料、それからいまの日経流通新聞、これから明らかにうかがわる、いうところまではいつておらないというのが現状認識でございます。

れると思うのです。先ほども申し上げたのですが、この間のときですが、いわゆる買い占めで悪名高い商社が、このような世界に、しかもこそつて大量に計画的に進出をしつつある、こういう実態をお通産大臣はどのようにお考えになつておるのか、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 現在は流通革命の時代といわれますように、非常に大きく商業界、小売業界の激動しております。お客様の嗜好も非常に変わりますと同時に、また一面においては国際化もしております。品物について、国境を越えていいものを欲する、そういう時代にも変わっておりますし、そういうお客様さま側の変化にこたえていろいろな商法を生み出して、大資本、中資本、小資本あるいは流通界外のものが、たとえば商社のようなものが納品しようと思つて非常に鮮烈な競争を展開しておるという時代になつております。

そこで、これらの大規模な戦国時代みたいな乱戦状態をこの法案によつて一応整理をいたしまして、そしてその後どういう変化が流通革命の上に起きてくるかよく検討しながら私たちは対応していくことを思うのです。もちろんたとえば都會の大きさが百貨店が地方の小中百貨店の系列化を行ない、あるいはスーパーや小売店舗に至るまでの系列化を行なつていくという事実も私たちは非常に関心を持つて見ておりますし、資本系列においても、あるいは商品系列においても、あるいは輸送、配達系列においてもさまざまアインデアがいま出て、商品コストを安くしようとしておることも見のがしていませんが、貫して言えることは、中小企業を保護するということ、それから消費者の利便性を考えるということ、それから大資本とか巨大なもののが横暴なことをすることは許さないということ、これは商社の問題についても御答弁申し上げたところでありまして、流通界についてこの戦国時代の様相をもう少しそく見詰めまして、必要あらばおりであります。

○野岡委員 そうすると、端的に申し上げて、このような商社のいわゆる系列化進出はそれなりに評価をされておるのか、あるいは憂慮すべき事態というようになっておるのか、これはどんどんこれから進むのか、一般的の常識と申しますか、書かれていますが、この点どうですか。

○中曾根国務大臣 力のあるものが自由を乱用して、その力を威張せよという傾向がある場合にはわれわれはこれを監視し、またいろいろな面において規制をする必要が出てくるのではないかと思います。しかし、お客様本位で、そしていい商品を安く売つていこうという面があるならば、これはまたお客様が喜ばれることであつて、あなたがち否定することでもない、そういう調和をどういうふうにとるか、これは実態を見きわめながら検討していただきたいと思っております。

○野間委員 ただ、ここで問題になるのは、何度も申し上げておりますように売り場面積ですね。この一つの規制からこぼれ落ちるというか、むしろ規制にならないのが系列下のスーパーの実態であるという事実、それからこの法案によつてスーパーが売り場面積の一定基準以上については多少とも規制の対象になるということについて、私も全然否定するということはないわけですがけれども、しかし少なくとも届け出ということで緩和され、しかもそれにはからなのは非常に効率的なスーパーといわれておる。しかも、そこへ商社がどんどん進出してくるということは非常に憂慮すべき事態だ。とりわけ中小小売商の皆さんは何百年、何十年の昔から、ほんとうに一つ一つ血と汗の結晶で開拓して自分の販路を開拓されてきたという立場からひとつ考えていかなければならぬのじやないか、そういう立場からものを考えた場合には、いま申し上げたような一つの現象、事実、こういうものは非常に憂慮すべき事態である。この中で中

○中曾根国務大臣 力のあるものが自由を乱用して、その力を膨張させようという傾向がある場合にはわれわれはこれを監視し、またいろいろな面において規制をする必要が出てくるのではないかと思います。しかし、お客さま本位で、そしていい商品を安く売つていこうという面があるならばこれはまたお客様が喜ばれることであつて、あなたがち否定することでもない、そういう調和をどういうふうにとるか、これは実態を見きわめながら検討していくたいと思つております。

○中曾根国務大臣 必ずしも誤りではないと思います。小売商が軒並み切り捨てやら、あるいは深刻な打撃を受ける、極端に言いますとそのように私は思うのであります。それで、先ほど申し上げましたように、大きな力のあるものが自由を乱用して小さいものを作迫するということは、われわれはこれを許しません。しかし一面において、スーパーというものが出てきたことによって、どれくらいうるさんが便利になつたかということも見のがせない事実であります。われわれはそういう面から、一面において、中小小売商業振興法のような法律を出し、あるいは無担保、無保証の特別の金融制度も創設し、あるいは事業主報酬制度も今度の年から実行し、こういうふうにして専門店、小型店独特の味を持つておる小売商業、零細商業を保護しつつ、たくましく伸ばしていくことを思つておるわけです。規制ばかりが能ではないので、競争ということも非常に大事な面で、そして競争させつつ両方が発展していく。競争的共榮、競争的共存といいますか、そういうような形がやはり体系としては長い目で見て望ましいのだ。その場合に中小零細小売商業がどうしても力が足りませぬものですから、そういう点については国家がもつと力を入れてこれを助長しようと思つておる次第であります。

できないということになると思うのです。ですから、千五百以下でありますと、これは脱法行為ではありませんから、こういうものがどんどん出てくる。それについて行政指導といいましても、正直申し上げて限界があると思うのです。ですから、そのような事態を踏まえた上で、売り場面積が規制の対象にならない以下のものについて、このよううにどんどん商社が進出して小売商業が非常に圧迫を受けるという場合に、どのような効果的な措置が考えられるのか、ひとつ大臣に重ねてお伺いしたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、たとえば商社がいろいろな場面へ進出してくる。洗たく屋まで出てくる、こういうようなことは適当でないと私は考へておるわけです。それで、それらの実態に応じてわれわれは総合商社法みたいなものも検討してみたい、事実に即してわれわれはよく検討いたしてみたい、こういうことも答弁申し上げておるのであります。しかし、一面において自由経済、自由競争ということで商品がよくなり、お客様に一番便利な世界が現出するのであります。これをあまり角をため牛を殺すというような形になるとかえってお客様にも不便になります。共産党とわれわれの考え方には、統制とか規制を好むか好まないかという点によつて非常に違うだらうと思います。われわれは自由経済がもう長い目で見ていいと思つておりますから、できるだけそういう原則を踏まえながら、ある限度以上にきた場合にはこれを規制する、こういう考え方にしておるわけです。この法案も、そういう趣旨によりまして千五百平米あるいは三千平米という基準値を一応出したのでありますけれども、しかし、今後の実態を見ながら弾力的にいろいろ検討も加えていく、これは先ほど申し上げたとおりであります。

○野間委員 関連して消費者保護との関係で若干質問したいと思うのですが、先ほどあげました垂直統合、いろいろなそういう系列化をして、そして私たちにはカッコつきの流通の近代化だの思うの

ですが、このような大資本あるいは大商社、これらの近代化によって商品が安くなるかどうか、いわゆる消費者の保護になるかどうか、その点をさらに私たちは考えてみたいと思うのです。先ほども申し上げたように、要するに、商社の買い占め、商社がほんとうに市場を占有しますとあのようないくに私たちは考えなくていいという事態になりますと、私は、これは単に流通が近代化されてコストが下がるということには決してならぬと思うのです。生きのうも一丁三十三円のとうふの話がありましたけれども、一つ、二つ目玉商品をつくって顧客を勧誘して、そして結局高いものを売る、こういうような実態についても私は若干知つておるわけで、すけれども、そういうようなことから考えましてどうなんでしょうか。垂直統合とかいうようなもので、あるいは近代化で、はたして消費者の保護、物が安くなるというようなことが出てくるかどうか、大臣この点についてはいかがですか。

○野間委員 大臣、私も決して社会主義国である

という認識はもろんありませんし、また、いま

の資本主義体制、それを前提にでものを申し上

げておられます。百貨店法だってそうでしょ。

あれは要するに、中小小売商を保護するために許

可制にして、大資本が圧迫しないよう一つの歯

止めをしようということできましたと思うのです。

ですから、そういう意味において、私が申し上げ

るような弊害がある場合には、いかに自由競争、

自由経済の中の中であるからといって、これを野

放しにするわけにはいかない。これは大臣の御指

摘のあつたとおりだと思います。私はそういう

ことを踏まえた上で御質問申し上げておりますの

で、その点ひとつ念のために申し上げたいと思ひ

ます。

続けますが、いま申し上げたように、垂直統合

によつて物が安くなるかどうかということなんですか

れども、私は安くならないと思う。いまのス

パーの例もありますし、たたアメリカの例もあ

ると思うのですけれども、率直に申し上げて大臣、

いかがですか。こういうようなことで系列化して

ます。

プライスリーダーが一体何%占有することによつ

て生ずるかということはいろいろ議論はあるとこ

ろですが、少なくともこのよな商社の進出を許

すということになりますと、結局このよなアラ

イスリーダーになつて、この一部のものが価格を

きめていくという結果になりますせぬか。そ

うだといたしますと、むしろ消費者要するに顧

客の立場から見て、保護どころか不利益になる場

合だつて十分あり得ると思うのです。これらにつ

いて何か方策、手だてがありましたらひとつお聞

かせ願いたいと思います。

○中曾根國務大臣 強い力を持つた者がそういう垂直統合をやつた場合には、そういう強い力と関係のない中小零細小売商業はチャンスとばかりに一齊に彼らを論難し、あるいは商圏を広げていく努力をするでしょう。そこにやはり先ほど申し上げましたように、おもしろみがあつて、垂直統合というものがそれで破綻してくるメントもあるので、そういう意味で、できるだけ自由活動の分野を広げておくことは非常に大事なことであつて、垂直統合自体を牽制する意味においても自由といふものを大いに確保しておくようにしていきたいと思います。それで、かりに垂直統合をやつたという場合におきましても、恣意的に値を上げるというようなことをやれば、長い時間をかけてみれば、これは必ずたかれるに違ひありません。そういう点からして、そういうことは大いに監視する必要はありますけれども、それを法的規制や何かでやるということよりも、自由競争の原理にまかせたほうがよろしい。もちろんカルテルとかトラストの弊害はわれわれもよく知っておりますから、そういう点については独禁法を発動し、あるいは公取等とも連絡して、よく監視をしていくつもりであります。

○野間委員 独禁法等の規制の対象になる場合は、これは別の話になるのですけれども、私が一貫して御指摘申し上げておるのは、このよな系列化の中でも中小零細小売業者が打撃を受け、また、消費者の立場に立つた場合でも、必ずしも物そのものは安くならない、こういうことを申し上げておるわけなんです。消費財の流通機構というのは、ここに一九六四年に通産省の企業局が出された本があります。これの中にも流通段階の数、この問題について指摘があるわけですが、この数が減つてもいわゆる流通コストは下がらない、こういう指摘がありますが、これはいかがですか。事務当局だけつこうです。

○橋本政府委員 御指摘の点は流通段階の数が減ればということについて、それでも流通コストは下がらないという御趣旨かと思いますが、ここに一つの調査がございまして、東京における一般小売店とエーンストアの物価指数の比較でございますが、一般に見ますと、通常の小売店で販売いたしております価格よりも当然一段階か二段階、流通段階が心ないと思われますエーンストアに人件費はやはりアメリカのほうが高く、かつ国土

における物価指数のほうが低く出ております。

○野間委員 そうしますと、「一九六四年の流通機構」の中にはこういう指摘があるわけですね。

いわゆる「大量取引に伴う流通段階の短縮が可能

であれば全体の流通コストを左右することもあり

三ページにあります。そしてアメリカとの比較が得る」という指摘があるわけですね。これは二

とついて二四ページに指摘があるわけです。結

局アメリカでも流通コストが五〇%前後、これは二五ページにも表がありますが、これはわが国もほとんど変わらないわけですね。要するに、数を減らして近代化しても、結局流通コストそのもの

はほとんど変化がない、こういう指摘が通産省自

体によつてなされておるわけです。これはやはりその流通段階が、ある面では確かにそれによって、コストという費用が軽減される面もあると思うので

す。ただ問題は、むしろその配分がたくさんの数に配

分されると一つ当たりの配分が少くなるし、また数

が減りますと配分が多くなるという結果が、これは確

かに現象としてあると思うのですが、これはアメリカと日本とあまり変わらない。しかも、その構成

要素、人件費ですね、この彼我の相違、これを考

慮に入れるならば、いかに近年わが国においても

賃金コストの上昇が著しいとはいえ、なおかつわ

が国のほうが流通部門の合理化が総体的におくれ

ている、こういう指摘まだちゃんとあるわけです。

この点はどうなんですか。そうすると、企業局で

考えておられた、この本をものにせられた、これ

は改められるわけですか、どうですか。

○橋本政府委員 流通マージンの日米の比較でございますが、先生ただいま御指摘になりましたよう

に、両国における流通マージンは大体同じかといふふ

うに考えておりますが、ただ、内容的に見てまい

りますと、アメリカの場合には、大型企業のシエ

アが日本より非常に高いということ、それから

人件費はやはりアメリカのほうが高く、かつ国土

が広いために物的流通費が日本より高く出ており

ます。さような点から、アメリカでは物流面、仕

入面での合理化を推進しているということとか思

います。さようなると、やはり賃金上

昇といふものが毎年高く出てきておりますので、今後ますますその流通マージンというものを高く

していくと申しますか、上昇傾向に向かうのじゃなかろうか。そういうものが毎年高く出てきておりますので、今後ますますその流通マージンといふものを高く

していく必要があります。しかしながら、その流通マージンといふものが毎年高く出てきておりますので、今後ますますその流通マージンといふものを高く

していく必要があります。そこで、これが変わります

か。

○野間委員 それはわかります。やつても、この

比較の中にありますように、流通コストそのもの

はそう変わりはないのじやないかどいうようなこ

とは、これはどうなんですか。これは変わります

か。

○橋本政府委員 賃金が上昇傾向にござりますの

で、よほど流通近代化に努力をいたさないと流通

コストは上昇する可能性がござります。

○野間委員 時間の関係もありますので、次に質

問を進めますが、いずれにしても、何度も繰り返

し申し上げておるよう、許可が届け出になつた

コストといふ費用が軽減される面もあると思うので

す。ただ問題は、むしろその配分がたくさんの数に配

分されると一つ当たりの配分が少くなるし、また数

が減りますと配分が多くなるという結果が、これは確

かに現象としてあると思うのですが、これはアメリ

カと日本とあまり変わらない。しかも、その構成

要素、人件費ですね、この彼我の相違、これを考

慮に入れるならば、いかに近年わが国においても

賃金コストの上昇が著しいとはいえ、なおかつわ

が国のほうが流通部門の合理化が総体的におくれ

ている、こういう指摘まだちゃんとあるわけです。

この点はどうなんですか。そうすると、企業局で

考えておられた、この本をものにせられた、これ

は改められるわけですか、どうですか。

ひとつお聞かせを願いたいと思うのです。

○山下(英)政府委員 七条である書いてございま
すが、結局周辺の中小小売商業にどういう影響を
与えるか。これは從来百貨店法の経験もあります
ので、商圏人口とか売り場面積あるいは從来の小
売業の売り上げ高とか、さらにそこを通過する交
通事情であるとか、人口その他のによる一応の經
験値から数量的なものもございますが、それを基準
にいたしまして、その届け出のあつた地域における
特殊事情とほかの大店舗の状況、それからそ
こで購買する消費者の事情、それと中小小売店舗
の事情などを勘案しまして判断するわけございま
すが、その場合に、周辺中小小売商業の事業活動
の機会を削減するという場合に、相当程度の影響
がある、あるいはないという判断をするわけでござ
います。

先ほど来先生が非常に心配をしておられます
の規定もフルに活用いたしまして、事前審査とい
う形を特に法文に明記いたしましたので、むしろ許可制とほとんど変わりのない運用ができます
し、先ほど来御心配の点は、届け出のあつたもの
については、ないと思つております。

○野間委員 これは七条によりますと、最初に審
査するわけですが、審査する場合には、行政サイ
ドで審査して、おそれがあると認めるときにつけて審
議会の意見を聞く、こういう二段がまえなん
です。そうですね。そうしますと、まず、審査そ
のものが行政サイドでいかようにもなる。つまり、
その時点においては、おそれがないと認めれば、
これは審議会にかけることは要らぬわけですね。
私は、これは大きな問題があると思うと同時に、
この審議会にかける場合に、審議会の審議の内容
あるいは運営、これは一体どうなるのかということ
とです。とりわけ私がここで提起したいのは、こ
の意見の申し出について、省令で定めるところに
あるわけですが、この申し出人、この範囲は一
体どうなのか、こうしたことについて、その省令

の中身についてお聞きをしたいと思います。

○橋本政府委員 まず、第七条の審査のやり方でございますが、通産大臣に届け出がありますと、大臣が直ちにこれをよりの商工会議所あるいは商工會に通知いたすと同時に、かねがね諸般の資料を準備しておきまして、その資料に基づいて審査をいたします。資料の内容といたしましては、当該地域の人口動態あるいは当該地域における中小売業の近代化の状況あるいは他の大規模小売店舗の配置並びに活動状況、かようなものを十分に資料を駆使して、届け出のあつた案件につきまして事前に厳正な審査をやる。単純に審査と書いてございますが、事前審査を十分に遂げるわけでございます。その間、一方商工会議所あるいは商工會に案件を通知してござりますので、そちらのほうからも意見があがつてくる、あるいは必要に応じて地元の意見も聴取するといったようなことで審査をいたします。おそれのある場合に、第二段階として審議会にかけるわけですが、そちらの審議会におきましては、事務当局から事前審査の結果を詳細に説明して、相当程度の影響を及ぼすおそれありと判断した根拠を示すわけございま
すが、それをベースにして、審議会といたしましても、それぞれ判断するにあたって、今度は正式のルートとして商工会議所あるいは商工會に意見を徴する。それぞの商工会議所、商工會はいわゆる商調協、これの構成メンバーは地元の消費者、小売業者、学識経験者によつて構成するわけございますが、その商調協の地元における調整の実態あるいは溝場一致を見ない場合には少數意見を付して意見を上げてくるかと思ひますが、それを審議会としては商工会議所あるいは商工會経由で聴取いたしまして、通産当局からの説明、あわせて地元におけるそういう調整の結果を勘案いたしました。そして、審議会としての態度を決定し、通産大臣に答申する。通産大臣はこの答申を尊重して、その案件を処理する、かようなことになるかと思ひます。したがいまして、審議会としての態度は、

動するとしてどの程度の内容のものであればいい

かということを事務当局の事前審査の結果をよく踏まえ、または地元の意見をよく反映させる形で聽取した上で決定することになるかと思ひます。それから、第三点として申し出をしたもの範囲でございますが、これは特に資格を限定いたしておりません。省令によつて、一定期間内に一定の手続で申し出るようについてのことを規定いたすつもりでござりますが、申し出をする者としては、一般消費者、小売業者あるいは学識経験者、それぞれ自分の意見を開陳すべく申し出をした人に対してその機会を与える、かように考えております。

○野間委員 いまの答弁の中で二点ばかりさらに答弁を求めますが、この七条は二段がまえと申し上げましたが、まず行政サイドで審査をして、審議会の意見を聞く、こういうふうになると私は条文から解釈するわけですが、いまの答弁によりますと、この審査の段階で何か地元の意見を聞くと、いうような答弁があつたと思うのですが、そういうものはこの法上では全く触れてないわけですね。それはどこを根拠に言われるのかということが一つです。

それから、審議会の審議の内容について、公開なのかどうかということ、口頭なのか。つまり、公開主義、口頭主義をとるのか。単に書面で上げてこいということだけなのか。

これはどのように告知するのか。もし省令の中に記入るとすれば、どういうふうに考えているのか。そしてもう一つは、その申し出をする手だけで、これはどのように申出をする手だけで、たゞいと申出をすれば、どういうふうに思ひます。

○橋本政府委員 御指摘の第一点でございますが、まさに法文上はさようなことは書いてございません。事務当局として審査をし、意見をきめる段階において、必要とあらば、あるいは先ほど申し上げた商工会議所等に通知してござりますので、その線に従つて意見を申し出たときに聞く。ただ、審査を最終的にいたすのは通産大臣でございます。

それから、第二点の審議会は公開かどうかとい

う点でござりますが、これは非公開でござります。

それから、文書によるかどうかということでありますが、審議会の答申は、商工会議所から文書で上りますし、あるいは審議会から大臣への答申も文書で上ることになるわけでござりますが、必要に応じて意見を口頭で聞くこともあり得るかと思います。

それから第三点の申し出の手続につきましては、省令でござりますから当然官報にも載りますが、幸い法律が成立し実行段階に入る過程におきましては、十分に関係の方面に、説明会等を持ちましてPRをいたしたいと思ひます。

○野間委員 いま省令で述べるように保障すると、いう趣旨の発言があつたと思うのですが、省令の中で、いわゆる利害関係人、小売あるいは消費者これらが口頭で意見を述べるという権利、これを省令の中にちゃんと記載されるかどうか、さらに確認を求めておきたいと思ひます。

○橋本政府委員 意見を申し出る者は、申し出るにあたりまして自分の意見の概要をその申し出る際の書面の中に書いていただきますが、必要に応じて審議会等の場において口頭で補足していただく、かようにいたしたいと思つております。

○野間委員 補足というのは気になるのですが、これは本人が申し出れば口頭で意見を述べるという権利を省令の中には規定しないのですか。どういう形で口頭の意見を担保するのですか。

○橋本政府委員 書面で意見の概要を提出していただきます。必要ある場合に審議会に出席していただいて補足説明を聞く。原則は書面での意見の開陳でござります。

○野間委員 必要があるかどうかは、だれが判断するのですか。

○橋本政府委員 審議会の会長でございます。

○野間委員 そうしますと、必要があるかどうかを会長が判断をして、そして必要がなければ、これはもう口頭では意見の開陳をさせない、こういうことですね。そうすると、権利でないわけですね。單に会長の裁量によって、場合によれば聞く、

聞きおくという程度だと思うのです。そうだとすれば、麗々しく七条二項では、いかにも、いまの話にありました小売とか消費者の意見を聞くといふことが書かれておりますけれども、実質的には、要するに書面で意見書を出す。それですべて事は済むのじやないですか。それは私はおかしいと思うのです。少なくとも必要があるというのは、これらはむしろ意見を申し出たほうなんです。ですから、その申し出たほうが口頭の請求をすれば、これが当然許すということがたてまえじゃないかと思うのですが、これはどうですか。これは行政不服審査法の関係ではそうなっていますね。

とでこの第一条に立法目的が書かれておりまして、消費者の利益の保護あるいは中小売商の保護ということをうたつてあります。これを担保するものにはならぬ、こう言わざるを得ないと思うのです。とりわけ私が最初に質問申し上げた許可制と届け出制の違い、これがいまここに出てくるわけですね。許可制の場合には、これは処分の対象になるから、訴訟の対象になりますよ。ところが、届け出制の場合には、これがいわゆる致命的じやありませんか。

○橋本政府委員 審議会の機能として考えておりますのは、本法の調整行為の適達大至の諮問に答

えるということが大きなポイントになつてくると思ひます。（野間委員「構成です」と呼ぶ）現行百貨店法における委員の構成は学識経験者七名といふことで、関係害人を入れない学識経験者のみで構成いたしております。本法による大規模小売店舗審議会におきましても、大体百貨店審議会と同じような機能を果たすということから、現在の構成を踏襲したいという方針であります。

○野間委員　えらい時間をとつて申しわけありますせんが、もうしばらくお許し願いたいと思うのですが、そうしますと消費者とかあるいは小売商、これららの代表者は審議委員にはならぬわけですか。

○橋本政府委員　現在の百貨店審議会の七名の構成について申し上げますと、消費者代表が二名、

学者が二名、ジャーナリストが一名、商工会議所代表一名、金融業界代表一名の構成になつておりますが、これはそれぞれが学識経験者という立場に立つて参加いたしておるわけでございまして、直接商業者等をこの委員に加えるというふうには考えてはおりません。

○野間委員 それじや時間の制約が参りましたので、最後に一点だけですが、現行の百貨店法の許可制のときでも、不許可にしたのはわずか一件をなす程度ですね。これは二万平方メートル以上新設の場合は、これ一件しかないわけです。先ほど同僚

委員の質疑に対して、行政指導の段階でいろいろ

地で摩擦を起こしているスーパーというものを正式に規制の対象に取り込むということ、それからもう一つは、流通の合理化という面もありますし、また一番大事な眼目は中小企業の擁護という面があるわけであります。そういう法の精神を体しまして各セクション、セクションにおいて厳重なチェックを行ないまして、そして法の趣旨を生かしていきたいと思つておるわけであります。

○野間委員 最後に、一点抜けましたので、最後のほうにお聞きした訴訟の対象にならないという結果についてはいかがですか。

○中曾根国務大臣 これは行政処分としての勧告、変更命令があつた場合にはもちろん訴訟の対象になりますけれども、届け出の段階ではまだならないのは、行政処分に対する異議申し立て、そのほかの法令の指示するところであると思います。

○野間委員 ですから、不作為の場合には訴訟の対象になりませんので、届け出があつて、しかも変更命令がない場合には、これはそのままということになるわけですね。この点が非常に大きな欠陥であるということを最後に御指摘申し上げて質問を終わります。

○浦野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

本法律案に対し、田中六助君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する修正案
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の一部を次のように修正する。
第七条第二項中「通商産業省令で定めるところにより申出をした者」を「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの」に改め

附則中第十五条を第十六条とし、第十一條から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十条第二項中「前項」を「前一項」に、「同項」を「各本項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を次のように改め、同条を第十二条とする。

前条第四項において準用する第九条第四項において準用する第八条第一項又は前条第五項において準用する第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 前条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

該建物ごとに、開店時亥の総面積に依り第一項、第二項、第三項の規定による届出をした場合を除き、アの法律の施行の日から起算して一年以内に、そ

の閉店時刻を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻が同条第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるときは、

2 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物の限りでない。

物ごとに、休業日数の減少につき第九条第二項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内に、その休業

日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が同条第二項の通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限り

3 前二項の規定による届出は、第十二条第一項及び第十三条の規定の適用については、第九条第一項による一回の提出に止みます。

4 第九条第四項及び第十五条の規定は、第一項

又は第二項の規定による届出があつた場合について準用する。

5 第十一条の規定は、前項において準用する第八条第一項に規定する措置の運用について準用する。

6 第十四条第一項の規定は、第一項又は第二項に規定する小売業を営んでいる者が第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第四項において準用する第九条第四項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した場合について準用する。

7 第十七条の規定は、第四項において準用する第九条第四項において準用する第八条第一項又は前項において準用する第十四条の規定による命令についての異議申立てがあつた場合について準用する。

○浦野委員長 この際、修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま提案されました修正案につきまして、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付されているとおりでござりますが、修正点の第一は、第七条第二項において大規模小売店舗審議会が通商産業大臣の変更勧告等について意見を定めようとするとき、「意見を聞かなければならぬ「申出をした者」を「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他もので申出をしたもの」に改めることであります。

申すまでもなく、本案は、消費者の利益の保護に配慮し、大規模小売店舗の周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保しようとするものであります。したがいまして、通商産業大臣が変更勧告等を行なう場合に、消費者、小売業者等の意見が十分反映されるよう、これらのものを明記する必要があると考え、修正した次第であります。

修正点の第一は、この法律施行の際、大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻及び休業日数が通商産業省令で定める基準をこえているときは、この法律の施行日から一年以内に通商産業大臣に届け出なければならないこととし、この届け出については、変更勧告、変更命令等の規定を適用する旨の規定を附則に設けたことであります。

原案におきましては、本法施行の際、既存の大規模小売店舗において小売業を営んでいる者の閉店時刻及び休業日数については通商産業大臣の変更勧告等の対象になつておりますが、本法制定の趣旨である周辺中小小売業者の正常な発展及び本法の対象となる大規模小売店舗における小売業と既存のものとの公平を考えますと、既存の大規模小売店舗における小売業の閉店時刻及び休業日数についてもチェックすることが必要であると考え、修正した次第であります。

以上が修正案の提案の趣旨であります。

○浦野委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

○浦野委員長 これより討論に入るのあります。が、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、田中六助君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○浦野委員長 起立多数。よつて、本案は田中六助君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○浦野委員長 本法律案に対し、^鶴近藤村佐近四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。稻村佐近四郎君。

○稻村(佐)委員 ただいま提案されました附帯決議につきまして、提出者を代表して、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一大規模小売店舗における小売業者の届出については、厳正な審査を行ない、万一にも大企業のダミーが寄合百貨店の形態をとつて、本法による調整をまぬがれることのないよう十分措置すること。

二 大規模小売店舗審議会及び商業活動調整協議会の組織及び運営については、消費者、中小小売業者及びその従業員の意見が十分反映されるよう措置すること。

三 閉店時刻及び休業日数の基準の設定にあたっては、従業者の福祉、地域との融和等を重視し、特に休業日数については十大都市、その他都市の区別を撤廃するよう検討すること。

四 百貨店業者等の基準面積未満の大規模店舗についても、本法の調整措置に準じ適切な指導を行なうとともに、駆込み新増設については、従業の行政指導を強化し、本法の趣旨に基づいて処理すること。

五 百貨店における派遣店員、不当返品等の不公正な取引方法の規制を厳格に実施するとともに、本法の制定にともない新たに対象となる大規模小売店舗における小売業の不公正取引方法の特殊指定について検討すること。

六 百貨店、大型スーパー、商社等による中小商店の系列化等の抑制について強力な指導を行なうとともに、中小小売業者の事業分野の確保について適切な措置を講ずること。

七 大規模小売店舗の進出により直接影響を受け、事業転換を余儀なくされる中小小売業者に対しては、その円滑な実施を図るため所要資金の融資等手段の配慮を行なうこと。

各項目の詳細の説明につきましては、これまでの審査の過程において、委員各位には十分御理解いただけたことと存じますので、この際、省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浦野委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○浦野委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求められておりましたので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、行政に万遍懲なるを期する次第であります。どうもありがとうございました。

○浦野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

書

○浦野委員長 次に、内閣提出、中小企業者等の一部を改囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 ただいま議題となりました中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案について御質問を申し上げます。

その前に、大臣にまず二点ほどお聞き

したいのです。

その一つは、総理大臣は現在の日本の経済情勢をインフレーションじゃないというふうなことを言明なさったわけでございます。しかし、現実に日本経済学者のおもな人々、下村治先生を除いては、インフレーションの内容について、コストブリッジインフレーションだとデマンドインフレーション、ステップフレーション、その他各角度からインフレーションであるという見解を持つ

学者がほとんどござりますし、国民生活の立場から見ましても、最近の卸売り物価指数というものは異常な値上がりで、昔のように卸売り物価指数と消費者小売物価指数が大きな差があつて、安心だという経済情勢ではございませんし、一方また総需要の抑制というようなことからも、ある程度の手当てが行なわれておるわけでございますが、これは大蔵大臣にお聞きするのが順当かと思いますけれども、通産大臣も、日本の零細な企業から上は大企業を含めまして、産業の大きな責任者として現在の経済情勢をどういうふうに見ておるか。総理大臣の言うようにインフレーションじゃないというふうに見ておるのか、あるいは私ども国民がほんとうに皮膚で感じておる、毎日の生活でこれはインフレーションじやあるまいかと思う、そういうような立場から大きなギヤップを感じるのですが、大臣はどのような御認識をお持ちでしょ

うか。

〔委員長退席、羽田野委員長代理着席〕

○中曾根国務大臣 この問題は、インフレーションといふ定義をいかに解するかということによつて人々の回答が違うと思います。自分はこのようないものをインフレーションと考える、そういうこのようなものをインフレーションと考えるという考え方によつてその結果が出てくるのであります。

下村さんの説も私拝読しておりますが、現在の日本は物価騰貴の圧力のもとにある、したがつて総需要をカットしなければいけない、こういう点においては大体皆さん一致しておるのであります。しかし、物価騰貴の原因が悪循環をして、循環ごとに心理的に投機的に上がつてくる形勢にあるかといえば、そこまではいつていません。だから、そういう悪循環のもとに物価が騰貴する状態をインフレーションであると定義すれば、現在はインフレーションではないと言いたいです。しかし、物価問題に非常に鋭敏な学説や学者がおつて、そういう物価騰貴の圧力があり、一部にそういう現象が出てきておる状態をインフレーションであるといえれば、これはインフレーションではないと言いたいです。しかし、物価問題に非常に鋭敏な学説や学者がおつて、そういう物価騰貴の圧力があり、一部にそういう現象が出てきておる状態をインフレーションであるといえれば、これはインフレーションとも定義できるだらうと思うのです。ですから、定義をどういうふうにとるかということによるので、インフレであるかないかということを断定的に私が言うことは、定義をどう申し述べるかといふことにかかるので、いまここでその定義をぐだぐだ言うことは必ずしも適切でないと思います。しかしともかく、国際的にもかなり物価高の形勢で、海外からの物価高が流れ込む危険性もございますし、また、総需要を全般的に見た圧力がかなりあつて、ややもすれば上がるとしておる気配にすることは事実であると認識しております。

○田中(六)委員 インフレーションは定義の問題、

見る見方の角度の問題からいろいろ考へられるの

であつて、いま自分がぐだぐだ言つことはちょっと差し控えたいということでございますが、ほんとうは時間が許せば大臣のぐだぐだ言う御見解を聞くことはほうがわれわれの理解を深めるのではあります。しかしながら、公定歩合を引くのではないかといふ気がいたしますけれども、時間もございませんので、定義の問題として私も一応聞いておきたいと思います。

それからバンクレート、つまり公定歩合の問題でございますが、日銀の公定歩合について、日銀の総裁はもちろん、各大臣が、近く公定歩合を引き上げるのだと、引き下げるのだと、かくいうことを非常によく言う。それから日銀の総裁そのものもそれが現実になる事前に平氣で、このバンクレートの問題をべらべらしゃべるのですが、こういう傾向は私は世界にほとんどないと思うのです。それから昔は、少なくとも私の記憶している限りでは吉田、池田内閣、佐藤内閣のときもそういうふうなことは少なかつたんじゃないかと思うのですが、大体中央銀行の中心レートである國の公定歩合といふものは極秘裏にすべて処理すべきものであつて、それをもう数カ月前からそういうことをしゃべって、いよいよそれが実現できるときははやつてほしいというふうに考へます。

○田中(六)委員 こういう中心金利の問題については、今後とも閣議あるいは政府は十分慎重にやつてほしいというふうに考へます。

それから中小企業の基本法の一部改正法案でござりますが、最近の経済の情勢から見まして、ス

ミソニアント体制で日本は大きく円の切り上げを

やつたわけで、過去二年間ぐらいの間に、三百六十円から二百六十円、いまフロートしておりますけれども、百円もレートを実質的に切り上げてお

るわけでございます。こういうことがどの程度中

小企業者に響いておるかというふうに考へます。

それから中小企业の基本法の一部改正法案でござりますが、最近の経済の情勢から見まして、ス

ミソニアント体制で日本は大きく円の切り上げを

やつたわけで、過去二年間ぐらいの間に、三百六十円から二百六十円、いまフロートしておりますけれども、百円もレートを実質的に切り上げてお

すが、三千六百十五件、それからことしの一月は、かりに二百六十五円と申し上げておきますが、現在のフロートのもとで三千四百三十四件という倒産件数でございまして、全体といたしまして四十七年及び四十六年の水準を下回つておるという状況でございます。なお、四十七年の年間の倒産件数というものが約七千百件でございまして、四十六年に對しまして二二%の減でございまして、この四十七年というは、一年間を通じまして、四十二年以降の最低の倒産件数であった年でございますが、その四十七年に比べまして現在は平穏に経過しておりますという状況でございます。

○田中(六)委員 四十六年の一月四千六百四十八件、四十七年一月三千六百十五件、四十八年一月三千四百三十四件、傾向としてはどちらかといふと下がつておる。しかし、この数字だけでは数字の魔術がございまして、内容的にはかなり零細企業あるいは中小企業は困つているのやないかと思います。申しますのは、この三カ月間だけで二度公定歩合の変化があつておりますし、その他預金準備率の引き上げ、最近はまた予算面からも締め上げようというような傾向でございまますので、私はこの点、何かと申せば中小企業が一番被害をこうむるのではないかと思います。中小企業厅の腹づもりをお願いしたいと思います。

○莊政府委員 当面、中小企業界が最も関心を持つております問題は、現在の急激かつ広範な金融の引き締め政策の影響の問題でございます。この問題につきましては、ドル対策の問題とも非常

に関連があるわけでございますが、中小企業に対する金融の円滑化を確保するという見地から、二つの措置を財政当局及び通貨当局に対しても強く私どもからも要請をいたしまして、その方針で対応するという確約を得ておるわけでございます。

第一は、中小企業向け金融のほとんど部分を占めおります市中の金融機関からの中小企業向

けの融資比率というものを引き下げないというこ

とでございます。これは昨年を通じましての金融の緩和基調のもとで、市中、都市銀行と比率が非常に上がつてきておつたことは御案内のとおりであります。その比率を下げてはならないということでございます。

第二は、こういう引き締めの際には、どうしても政府関係金融機関の役割が非常に大切になりますので、政府関係三機関を通じます融資のワークの確保をはかるという点でございまして、現在、年度間の融資ワークの繰り上げ使用ということを行なつております。不足になれば、後日、財投等による補正を行なうということを財政当局とすでに話を進めておるところでございます。当面の過

剰流動性を克服するためのやむを得ざる金融引き締め対策については以上のとおりでございますが、長期的な問題がより大きな問題でございまして、これはかねて当委員会でも御審議いただきま

したいわゆるドル対策法の際にもしばしばお尋ねがあり、お答えしたとおりでございまして、長期

的にわが国の中小企業というものを今後も維持発展させていくために、その体質の改善を各般の総合施策によつてはかつていくことが最も大

切でございます。事業の転換も必要になります。

○田中(六)委員 今回の定義改定で約四千弱が中

小企業者の範囲に入り、非常にこれは拡大して、

中小企業対策の対象になり得て救われるという面から見ればいいことだというような解釈も成り立つわけでございます。私もそれが万全の措置で、

そういうふうになつていけば非常にいいというふうに考えますが、ただ心配なのは、この改定で範囲が広がつっていくだけでは、必ずしも政府として

は十分ではない。十分だと思つてゐるかもわかりませんけれども、まだ十分ではない。この中

小企業対策そのものが、範囲の拡大によってかえつて薄められるという逆効果が出てくるおそれがあつて、金融とか税とか指導の面で格段の特別の配慮のもとに措置を講ずるということが必要でございまして、来年度以降もこの方向で施策をさらに一段と整備充実いたしたい、かように考えております。

○田中(六)委員 長期的な対策、短期的な対策で

体質改善をして、知識集約型の方向で事業転換をはかつていて万全を期したい、そういうような

ことをどうか着実に実施していく、粗漏のない

ようにお願いしたいものと思います。

それから、今回定義改定でどの程度の中小企

業数をそのワクに入れられるかということをお

答え願いたいと思います。

○莊政府委員 今回の中小企業の定義改定でございますが、改定といつておりますが、実質は経済情勢の変化に伴ういわば修正でございまして、明らかに大企業であるというふうなものを中心とした趣旨では毛頭ございません。資金を工業の場合一億まで引き上げることによりまして約五百七十ばかりが新規に対象となつてしまつています。これは四十五年の工業統計に基づいて三千四百強のものが新しく対象になつてしまつています。同じ四十五年の商業統計に基づきまして、今回の卸売業の定義の改定に基づいて三千四百弱といふことでございます。

○田中(六)委員 今回の定義改定で約四千弱が中

小企業者の範囲に入り、非常にこれは拡大して、

中小企業対策の対象になり得て救われるという面から見ればいいことだというような解釈も成り立つわけでございます。私もそれが万全の措置で、

そういうふうになつていけば非常にいいというふうに考えますが、ただ心配なのは、この改定で範囲が広がつていくだけでは、必ずしも政府として

は十分ではない。十分だと思つてゐるかもわかりませんけれども、まだ十分ではない。この中

小企業対策そのものが、範囲の拡大によってかえつて薄められるという逆効果が出てくるおそれがあつて、金融とか税とか指導の面で格段の特別の配慮のもとに措置を講ずるということが必要でございまして、来年度以降もこの方向で施策をさらに一段と整備充実いたしたい、かように考えております。

○莊政府委員 今回の定義改定の基礎になりました

た昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申にお

きましても、先生御指摘の点が特に述べられてお

る点でござります。小規模対策の充実を基本前提として中小企業の定義改定について検討するよう

にというのがまた当委員会での御決議でもございました。

そういうことで、中小企業政策全般の中

に力点を置いて進めたつもりでございます。

まず金融面について申し上げますと、無担保、

無保証の経営改善資金融資制度の創設がございました。それから、小規模企業を対象といしました五〇%の無利子融資を行なつております。設備近代化資金、それから小規模企業向けの設備貸与制度につきましても四十八年度においては強化をはかつております。その他中小企業振興事業団からの零細製造業の共同化のための融資のワークの拡充がございますが、この限度を今年度からは三百万から五百万まで上げまして、五百万までは各支店限ら五百万まで上げまして、五百萬までは各支店限りでスピードリーに処理ができるようになつたことがあります。また、今国会、当委員会で御審議いただきました信用保険法におきましても、國民金融公庫のいわゆる無担保貸し付けといつておりますが、保証人だけで貸し付ける金融制度がございますが、この限度を今年度からは三百万から五百万まで上げまして、五百萬までは各支店限ら五百万まで上げまして、五百萬までは各支店限りでスピードリーに処理ができるようになつたことがあります。また、今国会、当委員会で御審議いただきました信用保険法におきましても、特別小口保険の限度引き上げ等の措置を講じて、民間金融機関からの融資の円滑化をはかることといたしますわけでございます。

○莊政府委員 今回の定義改定で約四千弱が中

小企業者の範囲に入り、非常にこれは拡大して、

中小企業対策の対象になり得て救われるという面から見ればいいことだというような解釈も成り立つわけでございます。私もそれが万全の措置で、

そういうふうになつていけば非常にいいというふうに考えますが、ただ心配なのは、この改定で範囲が広がつていくだけでは、必ずしも政府として

は十分ではない。十分だと思つてゐるかもわかりませんけれども、まだ十分ではない。この中

小企業対策そのものが、範囲の拡大によってかえつて薄められるという逆効果が出てくるおそれがあつて、金融とか税とか指導の面で格段の特別の配慮のもとに措置を講ずるということが必要でございまして、来年度以降もこの方向で施策をさらに一段と整備充実いたしたい、かように考えております。

○莊政府委員 今回の定義改定の基礎になりました

た昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申にお

きましても、先生御指摘の点が特に述べられてお

る点でござります。小規模対策の充実を基本前提として中小企業の定義改定について検討するよう

にというのがまた当委員会での御決議でもございました。

そういうことで、中小企業政策全般の中

に力点を置いて進めたつもりでございます。

まず金融面について申し上げますと、無担保、

いたしたいと思います。

○田中(六)委員 ただいま企業転換そのものの指導や、そのためには長期低利の融資とか、あるいは税制面についても十分の措置をしていくが、まだ足りない、私はまさしく十分の措置というまでには至っていないという気がしますので、中小企業基本法ができるちょうど十年、今回これを改定するという潮ときでございますので、十年一昔ということばもございますから、心を新たにして、一そな中小企業あるいは零細企業のために十分な措置を願つて、私の質問を終わりたいと思います。

○羽田野委員長代理 加藤清政君。

○加藤(清政)委員 昭和三十八年に中小企業基本法が制定されたわけでありますから、この間わが国は、政府の推進してまいりました高度経済成長政策が、規模の面でもまた構造の面でも大きな変貌を遂げまして、中小企業もその波の中であるものは切り捨てられ、あるものは大企業の縮めつけに抗しながら當々として努力を重ねてきた実態があるわけであります。

そこで、今日におきましても政府の中小企業政策は決して十分とはいえないものであつて、相変わらず大企業中心の通産政策が行なわれておるのでありますけれども、中小企業基本法が十年を経過した今日、あらためて中小企業施策の中を問い合わせをしてみる好機であろうと思うわけであります。私は、ただいまから中小企業の範囲改定について通産大臣並びに公取委員長と関係当局にお尋ねするわけでありますけれども、中小企業、小規模企業の置かれている現在の立場というもの念頭に置かれまして、血の通つた御答弁を願いたいと思うのであります。大体通産当局並びに公取当局からの御答弁でいいと思うのですが、一点中曾根通産大臣にお尋ねしたいと思うのです。

最近の公定歩合の引き上げ並びに預金準備率の引き上げ、さらに総需要を押えて過剰流動性を吸収して景気の過熱を冷やすといううことで、金融引き締めが非常に顕著に行なわれてまいり、九月には

まさに九月決算、九月の危機といわれておるのが世上であります。

そこで、最近の倒産の動向を見ますと、大体倒産のサイクルといふものは秋口あるいは年末、年度末が一番高いわけでありますけれども、本年の五月には、前年度五月に比べてサイクルがたいへん高かつたということが見られたわけであります。

これは中日スタヂアム等の倒産による六十社あるいは七十社ほどの関連倒産も大きな影響を受けておると思うわけでありますけれども、こういつた金融引き締めについての九月危機が世上うわさされ、中小企業、特に小規模企業者が戦々恐々とされている。大企業はそういう経済の中に入りますとしてもびくともしませんが、特にそのしわ寄せを受ける中小企業あるいは零細企業に対して、政府として何らかの措置をとられ、それに対する対応策を持つておられるかどうか、その点について中曾根通産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○中曾根國務大臣 最近の一千万円以上の負債金額の倒産の動向を見ますと、四十七年一年間では、景気上昇と金融緩和基調のもとで総じて四十一年以来の最低水準に推移いたしました前年に比べ、件数、負債金額とも二、三割の減少を示しました。四十八年に入つても、一、六月で見ますと、大勢としては落ちついた動きを見せておりますが、中日スタヂアムのような特殊の例もありまして、件数では最低水準に推移した前年同期をなお下回つたものの、負債金額では若干上回つております。

御指摘の五月さらには六月の動向については、前年同月比でやや増勢が見られます。しかしながらの御答弁でいいと思うのですが、これには上述の特殊事情が作用しているところが大きいと思ひます。それを除けば上半期を通じて比較的落ちた動きを示しております。しかし、今後は金融の引き締めが続く中で、人件費、材料価格の上昇等によって経営内容の悪化が進むことが懸念され、倒産が増加していくことが予想されております。

まさに九月決算、九月の危機といわれておるのが世上有ります。うようなものが多いたいように思ひます。特に塩ビ関係あるいは伸銅品関係等においては材料入手難といふことがあります。これらについては、需給調整協議会等も活用して供給の円滑化を最大限にはからなければならぬと思つております。

なお、金融につきましては、この間のドル・ショック以来特別のワクを中小企業に設定いたしました、もしそれで不十分ならばいずれワクをさらにも増してもよろしいから、金融は十分つけてやらるようにしていうふうに配慮しておりますが、中小企業についてはまだ金融面についてそれほど深刻な事態が出ておるとは思つておりません。しかし、全般的に見ると、やはりまだ過剰流動性が残つておるよう思ひまして、全体的な金融引き締めは今後も続いていくと思ひますけれども、しかし中小企業については、いやしくもそういう影響がないように私たちも配慮してまいりたいと思つております。

○加藤(清政)委員 通産大臣から、金融引き締めによる中小企業あるいは小規模企業者に対する対策等については万全を期しているというお答えがありました。ひとつ九月危機説が世上流されておりますので、たいへん中小企業や小規模企業者が戦々恐々とされておりますから、そういうことにつきましてもいま大臣から御答弁ありましたように万全を期していただきたい、そのように思ひます。

それではまず最初に、この法案の中小企業者の範囲の改定についての基本的な考え方といふものが示されたわけでございます。私どもはそれに基づきまして、詳細なデータに基づいて、その際は結論を得なかつたのでございますが、引き続き検討すべき重要事項と決議されております。当委員会でのその後の御決議もございまして、昨年の中政審の答申におきまして、今後の中小企業の範囲の改定についての基本的な考え方といふものが示されたわけでございます。私どもはそれに基づきまして、詳細なデータに基づいて、その際は結論を得なかつたのでございました。中政審の計算をした上で中政審の専門の先生方の御審議をいただきまして、今回御提案申し上げて見るよう改定案を見た次第でございます。

○加藤(清政)委員 審議会の意見具申は、七〇年代の中小企業政策全体のあり方を方向づけることを主たるねらいとしているようですが、そういう全体のあり方と今回の範囲の改定はどういう関係にありますか、その点お伺いいたします。

○莊政府委員 今回の定義の改定は、昨年八月の中小企業政策審議会の意見具申に基づいて、それの具体化をはかつたものでございますが、経済が悪化するようになると、中小企業の実情とあわせてひとつ御答弁願いたいと思います。それをお受け上半期を通じて比較的落ちた動きを示しております。しかし、今後は高所の御議論があつたわけでございますが、その場合に政府の施策のあり方が問題の中心でございます。その施策の対象となる中小企業の範囲をどこに定めて施策を講じていくかということは、申すまでもなく基本前提になるわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、四十四年の中企政策審議会の中間的な意見具申にお

きましては、この定義の改定問題というものが実は今後の中企業政策の姿勢問題と非常にからんで御議論があつたと答申にも明確に出ております。その点が四十四年の答申に比べての非常に大きな特色ではないかと実は考へております。

その第一点は、定義の改定は行なう、同時に、今後の中小企業政策というものはその中小企業というものの多様性を十分に認識して、それぞれの実態に応じた対策を講ずべきである、特に零細企業に対しても、また別途の観点からの特別の配慮というものが特に必要であるといふことが力説されております。これが四十四年の答申に対する非常に大きな特色の第一点でございます。

もう一つの特色は、その零細企業問題から(み)まして中小商業問題というものを今回の答申が非常に大きく取り上げまして、私どもそれを踏まえて、当委員会でも御審議いたしました中小売商業振興法というものを立案し、また百貨店法の改正問題というところもその一環として通産省としては方針を固めるに至つた、こういう経緯がござりますが、すべて、定義の改定だけではなくて、それと含めて零細企業に対しての特別の配慮というものを答申が御指摘になつておるという意味で、この定義の改定問題といふのは実は今回の答申の非常に核心的な問題であった、中核をなす問題であつたといふに私どもは認識しております。

○加藤(清政)委員 先ほどの田中委員と質問も重複しますので、御答弁は簡単に願つておこうですが、七〇年代の中小企業政策に関する提言の前提として中小企業者の範囲を見直そうといふ意見のようですが、それは定義改定の内容はどうしようとするお考へか、またどういう根拠で、どのような改定をしようとしておるのか、ひとつこの点をお聞かせ願いたいと思います。

○莊政府委員 今回は改定は二点ございまして、

一つは工業等につきましては、現行法では、従業員が三百人以下または資本金が五千万以下となることと定めています。この改定の理由は、基本法制定以後、経済の成長に伴いまして中小企業においても増資等が行なわれておりますし、資本装備率も上がつてきておるということで、五千万円では低きに失するということが四十五年度の、これは最近の工業統計でございますが、これの分析によりましてきわめて明確に指摘されておりわけでございます。そこで、この工業統計を基礎に算定をいたしまして、三百人対応としてならば現在は一億円が最も妥当な線であるということで改定に踏み切つたわけでございます。

それからもう一点は、商業、サービス業の関係でございますが、商業、サービス業につきましては、現在は従業員五十人以下または資本金が一千万円以下となつておりますが、その中で卸売業につきましては、その業種の実態から申しまして小売業とは著しく異なるわけでございます。そこで、卸売業については別の定義をすることが妥当であるということから、卸売業につきまして四十五年の商業センサスを基礎に、工業と同様の手法を用いまして詳細に検討いたしまして、今回百人または三千万円以下というふうに定めることにいたしたわけでございます。

○加藤(清政)委員 いまの御説明ですと、現在の中小企業者の定義のしかたには何も手をつけずに、単に資本金の規模と従業員の規模を変えようとしておられるようございますが、現在の中小企業の定義を從来の手法に準じて従業員数と資本金の相関分析で行なうことが妥当であるかどうか若干の疑問があるわけですが、中小企業者の範囲をきめるのに資本金や従業員数といった、いわば外形的な量的な基準を用いる方法から、もつと質的な基準が用いらるべきであるようにも考えられるわけです。また、量的な基準としても、たとえばむしろ出荷額とか販売額あるいは収益性といつた中小企業者の営業の動向をより正確に反映

する指標を用いるべきではないか、かように考えるのですが、いかがでしょうか。

○莊政府委員 アメリカにおきましては、中小企

業の定義を工業では従業員数だけで、それから卸売業については売り上げ高だけをきめておるということが言われております。わが国におきましては、御指摘のように、従業員数と資本金という企業規模に着目した指標を使っておりますが、御指摘のよう、出荷額とか販売額とか収益性といふうな指標を使うということも、これは御意見でございます。私どもも、こういう点についても、今は中政審におきましていろいろ専門の御意見も伺い、実は検討もいたしたわけでございますが、何ぶんにも業種、業態がきわめて多様であるということがございまして、いわばそれぞれの企業の中味に入ったような、収益性をとるとか、販売額という数字をつかまえることがなかなか容易でない難点もございまして、今はこれは見送りにしたわけでございますが、こういう問題につきましても、諸外国の例等もさりによく研究をいためまして勉強をいたしたい、かように考えております。

○加藤(清政)委員 いまの御説明をひとまず聞いておくことにいたしましても、いま一つの重要な問題があります。と申しますのは、現在の中小企業の定義では、資本金が従業員数のどちらかが基準を下回つていれば中小企業とみなされるわけではありませんけれども、たとえば従業員数が三百人以下であれば資本金が三億円でも中小企業といふのが改定にあたりまして、審議会においても、この点についていろいろ御審議がなされたわけござりますが、この十年間この定義でやつてまとまりまして、かりに現在の定義のまま、「又は」というのを「かつ」というふうに置きかえて、両方満足しなければいけないというふうに置いてみますと、今まで中小企業として扱われてきておった人たちの中から相当数の事業者が脱落せざるを得ない。その中には、私ども業種、業態に即して見まして明らかに中小企業としての助成をしてしかるべきだと思つような事業者がほとんどであるというふうな検証もいたしました。そういう点から、基本的にはやはり従来の方針を使いまして、業種によりまして労働集約性の高いのあれば、資本集約性の高いものもあるわけでございますから、「又は」ということを定義のきめ方の基本としてやつていくことが行政の進め方として最も妥当ではないかというふうに最終的に判断をしたわけでございます。

なお、この場合に、私ども今後の行政にあたって特に留意いたしたいと思ひます点は、御指摘の通りに、資本金が非常に大きくて従業員が三百人を切つておれば形は中小企業になる。それに対して、たとえば中小企業の三機関から融資をするのかという問題など実はあるわけでございます。この点につきましては、従来から大資本の実質的子会社と見られるような実態のものに対しましては、たとえばそれが中小企業の定義に合つておつてもこれに対しても融資はしないということでありますけれども、たとえば従業員数が三百人以下であれば資本金が三億円でも中小企業といふことになるわけであります。これはどう考へても不合理と考えられます。と申しますのは、現在の中小企業の定義では、資本金が従業員数のどちらかが基準を下回つていれば中小企業とみなされるわけではありませんけれども、たとえば従業員数が三百人以下の双方の条件を当てはめた形で中小企業の範囲をむしる明らかにすべきではないかと思うのですが、この点いかがでしょう。

○莊政府委員 この点は、現在の基本法制定の際にも国会で始終御議論のあつた点であるというこ

とは、私ども十分に承知いたしております。今回

金の数で中小企業の規定をしておつたということ

でありますけれども、やはり世界経済の動向とに
らみ合せながらそれにマッチした中小企業のあり
方というものを把握していくかなければならない、
そのように思いますので、ひとつそういう点には
彈力性を持って運用にあたついただきたいと思
います。

ところで、今回の定義改定によつて新しく中小
企業に参入される企業は一体何社くらいになるの
か、また、これによつて全企業の中で中小企業の
占める割合はどのくらいになり、小規模企業を除
いた中小企業の平均資本金額、平均従業員数はどう
のくらいになるのか、それは現在のものと比較し
てどうなるのか、その点お尋ねいたします。

○莊政府委員 まず工業でございますが、正確に
申し上げますと五百七十一增加いたします。現在
の中小企業製造業というものが七十三万八千五百一
十四でございますが、これが五百七十一ふえまし
て七十三万九千九十五になります。したがいまし
て、中小製造業の製造業全体に占めます数の比率
が九九・六%から〇・一%上がりまして、九九・
七%に上ります。

それから卸商業でございますが、三千四百六十六
八の増加でございます。現在の定義では二十八万
四千百二十二でございますが、これが二十八万七
千五百九十になります。全体の卸に対しまして中
小卸の比率といたしまして、現在の定義では九八・
二%で、若干低いのでございますが、これが一・
二上りまして九九・四%に、ほぼ工業並の水準
なるという状況でございます。

○加藤(清政)委員 ただいま御説明いただきまし
たように、企業数及び比率というものはそれほど
多くはないわけですが、新規参入の企業はいまま
でのものと比べて規模の大きいものが多いわけで
す。とすると、当然資金需要の面でも大型化する
ことが予想されます。こうした規模の大きい層が
取り込まれることによって施策の重点が大規模な
層に片寄つたもの、つまり上位シフトになるので
はないかと心配されるのであります。今回の定義
改定にあたつては、小規模事業者への施策上の配

慮はされているのかどうか、その点お尋ねいたし
たいと思います。

○莊政府委員 御指摘の点は、中小企業政策上非
常に重要な問題であると存じます。中政審の答申
におきましても、まは当委員会での御決議におき
まして、いま先生御指摘の点が強く指摘をされ
ております。

そこで、小規模事業対策につきましては、先ほ
どの御質問に対してもお答えしたのでございます
が、金融面におきまして、四十八年度から特別な
経営改善資金貸付制度の創設に踏み切りましたほ
か、従来からの零細企業向けの設備近代化資金、
設備貸与制度の拡充をはかつた次第でございます。

また、中小企業振興事業団の小規模工場の共同化
の融資ワクの拡大、国民金融公庫から、保証人だ
けで融資をする無担保貸し付けワクの五百万円の
引き上げ、さらに保険法の改正によります特別小
口保険の限度額の引き上げ等の一連の措置を講じ
たわけでございます。

税制上におきましても、個人事業主報酬制度の
創設、同族会社の留保金課税の軽減等の措置を講
じております。さらに最も重要な、零細層企業に
対します各般の指導とか診断の業務の拡充をはか
りますために、指導員の大増員、待遇改善等に
も四十八年度におきましては鋭意努力いたしました
ところでございます。さらに、零細企業がほとんどど
くでござります。さて、零細企業がほとんどど
くでござります。まさにじくじたるものがあるのです
が、三百数十万

の中小企業が全国津々浦々にございまして、いま
までまいつておるのでございますが、三百数十万
の中小企業が全国津々浦々にございまして、いま
だいま御指摘のような状況にあるということはま
ことに私ども遺憾であると存じております。

四十八年度におきましては、中小企業庁予算の
中で、この施策広報予算というものを七割程度画
期的に実は増額をはかりまして、五億八千四百万
円にいたしました。さらにこのほかに、小規模事
業者のみを対象といつしまして施策広報費といつ
てしまして一億三千百万というものが別にございま
す。昭和三十九年当時に比べますときま変わらぬ
予算の充実をいたしておるわけでございますが、
今後も中小企業業界からの実際の御要望も再度よ
く私ども調査をしてみまして、従来からやつてお
りますテレビとか映画とかパンフレット、月刊誌
等いろいろな手段を講じてやつておるのでござい
ます。これがさらに真に効果的な運用されま
すように、私ども運用面の改善も含めまして、予
算の充実と運用の改善と両方に特段の努力をいた
さなければならぬと考えております。

○加藤(清政)委員 この点に関して、小規模事業
者への施策の浸透は必ずしも十分だといえないの
が実情でございます。中小企業庁の調査によつて
も、政府系中小企業金融機関による長期、低利融
資制度を知らないものは三〇%ないし四〇%、そ
れから中小企業信用補完制度を知らないものが六
〇%から七〇%もあるというよう聞いておりま
す。しかも、企業規模の小さいほど、地方の中小
企業者はなお知らないというもので、その比率が
非常に高くなっている点に留意しなければならない
と思います。これはたいへん問題だと思うので
すが、したがつて、小規模企業への施策の浸透の
ための広報活動の強化、こういう問題について一
度どう取り組んでいるのか、あわせて御答弁を願
いたいと思います。

○莊政府委員 御指摘の点は、私ども伺いました
まことにじくじたるものがあるのですございまして、
重大な反省をしなければならないと思う点でござ
います。この施策のPRについては従来から努力
してまいつておるのでございますが、三百数十万
の中小企業が全国津々浦々にございまして、いま
だいま御指摘のような状況にあるということはま
ことに私ども遺憾であると存じております。

そこでこの法律を所管している公正取引委員
会の委員長、事務当局にお聞きをしたいと思うの
ですが、まず今回の改正で、下請代金支払遅延等
防止法の親事業者と下請事業者の定義を変えよう
とされておりますが、その内容はどういうことな
のか、わかりやすくひとつ御説明願いたいと思
います。

○吉田(文)政府委員 今度は下請事業者になり得
る者の範囲は、資本金の上限をいままでは五千万
円というふうにしておりましたものを一億円に引
き上げるということでございます。したがいま
す。親事業者に該当するものは、資本金の額また
は出資の総額が一億円をこえる法人である事業者
で、個人あるいは資本の額が一億円以下の法人で
ある事業者に対して製造委託、修理委託をするも
の、これが一つ、それから、資本金額が一千万を
こえ一億円以下の法人である事業者で、個人また
は資本金の額が一千万円以下の法人である事業者
に対して製造委託、修理委託をするもの、こうい
うふうに五千万円のところが一億円ということに
なるわけでございます。

○加藤(清政)委員 この下請代金支払遅延等防止
法で、いま五千万円の法人たる事業者、これが一
億になつて、個人または資本の額もしくは出資の
総額が一億円以下の法人たる事業者に対して製造
委託をする、または修理委託云々という御説明が
いましたが、この点についてお尋ねしたい
のは、特にこの下請代金支払遅延等は、最初にで
きたのはやはり下請業者に対する積極的な救済策
として、たしか下請代金支払促進法というような
ことや、あるいは運送等防止法というように変わつ

てきましたが、したがつて、下請代金はすみやかに払うというのが原則であるわけであつて、六十日以内に払うとか、あるいは不当な値引きとか、返品等を禁止した、そういう制度で、下請業者の積極的な保護策として取引力の向上などができるだと思つのであります。

そこで、今回の改正によれば、たとえば資本金額が八千万円の企業と下請関係にある資本金額が三千万円の事業者は、下請業者として法的保護を受けられなくなるわけですね。

〔羽田野委員長代理退席、委員長着席〕

一般的にいえば、資本金額が五千万円をこえて一千円以下の親企業と下請関係にある資本金額が一千円をこえ五千万円以下の下請企業の取引は、今回の法改正によって下請代金支払遅延等防止法の規制からはずされるということになると思うのですが、このようないくつかの問題だとと思うのですが、この点について公取はどうお考えですか、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 先生おつしやいましたように、確かに今回の改正案が成立しますれば、たとえば資本金八千万円の事業者と資本金三千万円の事業者との取引きは下請取引は異なるということになるわけでござります。製造委託等の取引の実態を見ますと、資本金一千万円超五千万円以下の事業者が、資本金一億円をこえる事業者から製造委託、修理委託を受けている場合が多い。これが大部分でございまして、資本金五千円超五千万円以下の一億円以下の事業者と、資本金一千万円超五千万円以下の事業者との下請取引の実態につきまして、昭和四十七年十二月末現在で、製造業に属します三社について調査した結果は、以下申し上げるとおりでございまして、資本金五千万円超一億円以下の事業者との取引の比率はきわめて低い。その

一つは、資本金一億円超の事業者とのみ下請取引しておるものが六百五十三社のうち三百二十四社、それから資本金五千万円超一億円以下の事業者とのみ下請取引しておるものが二十二社、それから以上申し上げました双方の事業者と下請取引しているものが三百七社でございますが、この場合の下請依存度、下請に依存しております割合は資本金一億円超に対しては五七%、資本金五千万円超一億円以下に対しては一六%という数字が出ております。それから次に資本金一千万円超五千万円以下の事業者も、資本金五千万円超一億円以下の事業者も、これはともに中小企業ということになるわけでございまして、取引上の力の差はきわめて小さいのではないかという点、したがいまして、下請法上特に措置しなくても支障はほとんどないのではないか。ただ、八千万円の事業者が三千万円の事業者に対して不公正な取引を行なつたような場合、つまり事実上下請法違反の行為をやつたような場合には、これは独占禁止法の不公正な取引、一般規定の十によって措置ができるわけでございます。

○加藤(清政)委員 支障がないのではないかといふ御答弁がありましたが、従来五千万円を水準にいたしまして、それからさらに一億という上限になつて、まん中の五千万円が取り除かれたということになるわけですから、特に下請業者の問題については、先ほども触れましたが、積極的に取引力の向上をはかると同時に、未然に下請業者に対する対策というものを立てていかなければならぬという角度から、従来の既得権としての下請業者が今度ははずされるということになるといへん不利益をこうむるわけであります。そ

こで、これはひとつ下請業者に限つては、五千万円を限度としてむしろ留保されるべきではないかと私は考えるわけでありますけれども、このことについて、独占禁止法または一般行政指導によつては、はずされる人たちに対する万全の措置を講ずる用意があるかどうか。その点、最後にお聞きしたいと思います。

○吉田(文)政府委員 確かに、先生おつしやるところでおございまして、資本金五千万円超一億円以下の事業者に取引上優越した力の乱用行使が認められる場合には、これは独禁法の不公正な取引として規制してまいりというつもりでござります。

また、下請法に直接これが乗つてこなくても、行政指導によって支払い遅延等をなくすようにしてまいりたい、こういうふうに思います。

○加藤(清政)委員 時間も参りましたので、質問をこれまで終わります。

○浦野委員長 次回は、明後十三日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会